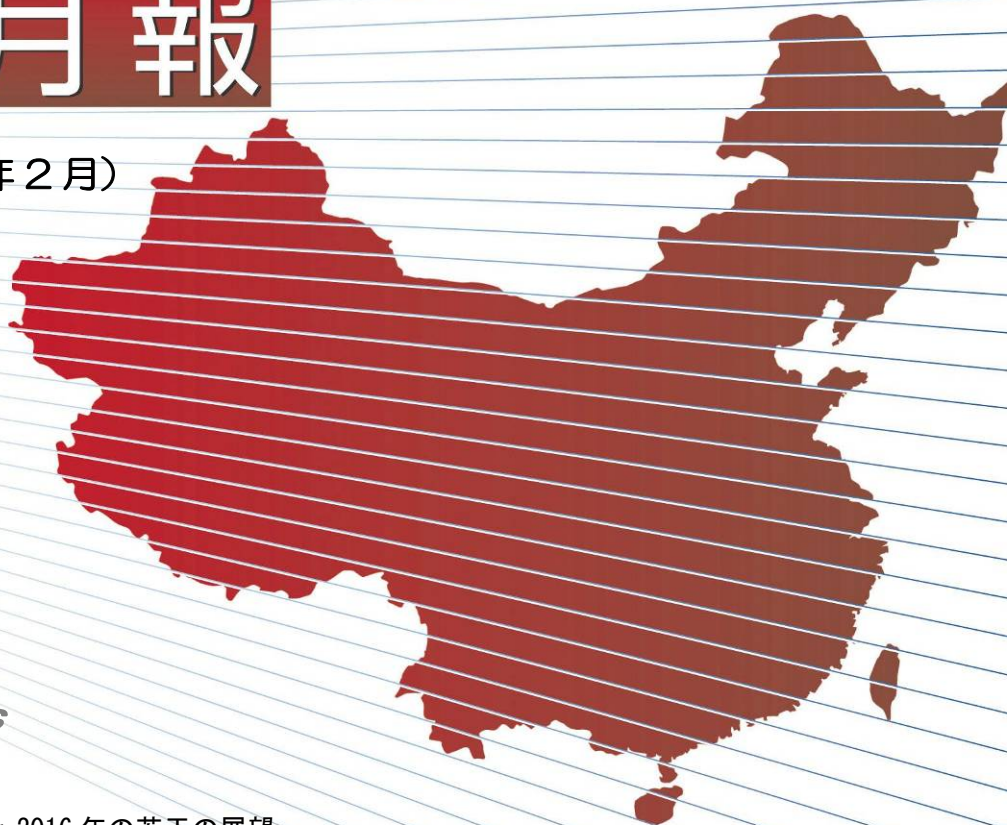


BTMU

中国月報

第 121 号 (2016 年 2 月)



CONTENTS

■ 特 集

- ◆ 2015 年の外資政策と 2016 年の若干の展望

■ 経 済

- ◆ 「供給側構造改革」を推進する中国

■ 産 業

- ◆ 中国の水ビジネス（前編）

■ 人民元レポート

- ◆ 最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：研究開発費の割増損金算入政策に関する新規定の公表
- ◆ 法 務：中国越境 EC 政策の概観

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目 次

■特 集

- ◆ 2015 年の外資政策と 2016 年の若干の展望
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部…………… 1

■経 済

- ◆ 「供給側構造改革」を推進する中国
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在…………… 6

■産 業

- ◆ 中国の水ビジネス（前編）
三菱東京UFJ銀行（中国） 企画部 企業調査チーム……………13

■人民元レポート

- ◆ 最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて
三菱東京UFJ銀行（中国） 環球金融市場部……………18

■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：研究開発費の割増損金算入政策に関する新規定の公表
KPMG 中国……………23
- ◆ 法 務：中国越境 EC 政策の概観
北京市金杜法律事務所……………28

■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 3 月 17 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>

エグゼクティブ・サマリー

特集 「2015年の外資政策と2016年の若干の展望」

◇2015年の直接投資受入は中国政府の外資政策に負うところが大きく、受入額は前年に続いて史上最高を記録した。

◇外資規制については、2015年は「外商投資産業指導目録」の改訂や新たな3つの自由貿易試験区の設置と上海自由貿易試験区の拡大に伴う「外商投資ネガティブリスト」の改訂により、投資分野の開放が大きく進展。今後は、「市場参入ネガティブリスト」（内資・外資共通）と「外商投資ネガティブリスト」が一部地区で試行され、2018年からは全国で実施される予定。

◇行政許可手続きについては、2015年には審査・許可事項の取り消しや企業の登記前の許可取得から登記後の許可取得への変更、企業設立時の登記証書の統合（三証合一）等、引き続き登記手続きの簡素化が進められた。2016年も行政改革の継続・進展が見込まれる。

経 済 「『供給側構造改革』を推進する中国」

◇中国の「供給側改革」は、2015年末に経済政策を決定する党の最高機関の会議で習近平国家主席が言及した言葉で、以来安定成長を持続させる経済政策の中核をなすキーワードとなっている。

◇「供給側改革」とは、供給側からみた現在の中国経済が抱える過剰生産能力の深刻化と高品質商品・サービスの有効供給の不足が並存する経済構造の不均衡の是正に向けた取り組みを包括するもので、中でも過剰生産能力の削減、住宅在庫の解消、企業コストの低減などが、経済成長への影響が最も大きく注目度が高い。

◇また、中国が推進する「供給側改革」は、米、英が推進した供給側の景気刺激策に比べ、供給側の「構造」改革を強調しているため中長期的な経済効果が重視され、制度の改善と導入、労働の質的拡大、資本の効率性向上等、供給側の質的な要素改善による潜在成長力の刺激が重要な課題となる。

産 業 「中国の水ビジネス（前編）」

◇中国の水ビジネスは、水供給が生活インフラであるため、地方政府が管轄する分野で、地方政府傘下の供水（上水道）・排水（下水道）公司から国有・民間の水サービス事業者へ委託するか、国有・民間の水サービス事業者が供水・排水公司へ経営参加することが一般的。水道料金も地方政府が決定する。

◇近年、都市化の進展や工業生産の拡大に伴い、中国の水不足問題は深刻化。また、これまで適切な廃水処理がなされてこなかったため、深刻な水質汚染事故も各地で頻発。

◇上下水道の処理能力をみると、上水道の伸びは低位にとどまるものの、下水道は農村部を含めた全国レベルで伸び代が依然大きい。今後、水資源を一層有効に活用する為、下水から再生水を精製するニーズも高まり、より高度な下水処理技術の導入が必要となる。

人民元レポート 「最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて」

☆2016年に入って人民元為替相場が短期間のうちに様々な動きを見せるなか、中国当局は国際金融のトリレンマ（「自由な資本移動」「独立した金融政策」「為替相場の安定」の3つを同時に実現することは不可能とする説）に直面している。

☆中国経済の減速感が高まり、中国当局は金利上昇局面の米国と歩調を合わせることは難しく「独立した金融政策」を取らざるを得ないなか、人民元為替基準値の設定推移、オフショア人民元市場への大規模介入等から「為替相場の安定」を強化する一方、域外銀行の人民元預金準備の適用や外貨転換の取引制限に関する報道等からは「自由な資本移動」を抑制する当局の動きが見られる。

☆国際金融のトリレンマに直面する中国は、今後「為替相場の安定」を採用する代わりに「自由な資本移動」を放棄し、人民元の為替相場の管理を厳格化し、外貨転換の制限やオンショア市場とオフショア市場間の取引の制限など、資本移動の管理を一時的に更に強化する動きが出てくる可能性が高いとみられる。

スペシャリストの目

税務会計 「研究開発費の割増損金算入政策に関する新規定の公表」

☆国策としての研究開発活動促進の一環となる研究開発費の税制優遇について、2015年11月、財政部等が「研究開発費の割増損金算入政策の完備に関する通知」（財税[2015]119号文）を公布。2015年12月には119号文の実務判断の基準と解釈となる国家税務局公告2015年97号が公布された。

☆新政策の特徴は、適用業種の大幅拡大、条件を満たす研究開発活動と費用の支払対象の拡大、納税者義務の合理化・行政手続の簡素化に伴う事後管理の強化等で、「ネガティブリスト」該当業種を除いて割増損金算入の適用が可能とするもので、大多数の企業においてメリット享受が見込まれる。

☆なお、「ネガティブリスト」は国際的な研究開発費の優遇税制基準とほぼ一致するものではあるが、グローバル経済が「サービス消費型」の成長を促進する傾向にあることを考えると、今後、イノベーション能力の向上を視野に入れた「ネガティブリスト」の調整が政策改善のポイントとなる。

法務 「中国越境EC政策の概観」

☆近年、中国消費者がインターネット等の情報通信ネットワークを利用して海外から商品を直接購入する動きが広がり、これに対応して中国消費者向けに海外商品を取り扱う越境ECビジネス市場も急成長している。

☆越境ECは、消費者にとって商流のシンプルさと物流の速さがメリットで、法規制面でも当面一般貿易と比べてトータルで規制緩和の恩恵を受けられ、海外企業にとっても、中国進出に際し大きなコストやリスクを伴うことなく、輸入許認可を要さず中国消費者に商品を届けることが出来るもの。

☆但し、管理監督制度は未だ模索中で、今後関連制度の変化で越境ビジネスにおけるチャンスと制約が大きく変わる可能性がある点に注意を要す。ビジネスパートナーの選定、アフターサービスの提供方法等の整備、ブランド戦略や商標権に関する法的問題等についても十分な検討が望まれる。



2015 年の外資政策と 2016 年の若干の展望

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)
海外アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2015 年の中国の直接投資受入額は、内外の経済環境が厳しい中であって約 1263 億米ドルを記録し、前年に続いて史上最高を更新した。産業別ではサービス業への投資が約 772 億米ドルと全体の 6 割を占め、また地区別に見ると自由貿易試験区への投資が急増し、新設の外商投資企業数は全国の 4 分の 1 程度に達した模様である（注 1）。

これらの実績は、中国政府の外資政策に負うところが大きいと思われる。以下に、2015 年の状況を整理し、合わせて 2015 年を展望してみたい。

1. 外資規制の緩和と投資分野の開放

1) 2015 年の状況

2015 年は外資に対する規制緩和と投資分野の開放が大きく進展した。

4 月には 5 年ぶりに「外商投資産業指導目録」が改訂され、制限産業のプロジェクトが 79 項目から 38 項目に半減され、削減されたプロジェクトは許可産業または奨励産業となり、認可数の制限がなくなった。外資の出資形態・出資比率が制限されていたプロジェクトも 88 項目から 50 項目に削減され、これらは独資が許可されることになった。

また 4 月には自由貿易試験区が新たに広東、天津、福建に設置され、上海の自由貿易試験区も区域が拡大された。これに伴って改訂された「外商投資ネガティブリスト」は、前のリストに比べてプロジェクト数が 133 項目から実質約 80 項目に削減された。このリストに記載されないプロジェクトは、審査・認可手続きを経ることなく届出のみで企業を設立することができるようになった。

更に 5 月には自由貿易試験区のサービス業の開放措置 11 項目が北京市でも試行され、また全国範囲ではサービス業の開放を含む 35 項目の改革・開放措置が 1 月から 6 月にかけて順次実施された。

2) 2016 年の展望

2016 年には、「外商投資ネガティブリスト」が自由貿易試験区以外の一部地区で試行される。ただし、このリストは自由貿易試験区のリストとは異なる。

2015 年 10 月に国務院から「市場参入ネガティブリスト」と「外商投資ネガティブリスト」を 2015 年 12 月から一部地区で試行し、2018 年から全国で実施するという方針が発表された（注 2）。これは、内資・外資がこれらのリストに記載されない業種・分野に投資し、市場に参入するにあたって制限を受けずに自由にできるようにするもので、画期的な制度変更である。

この方針を示した文書では、「市場参入ネガティブリスト」は投資を禁止または制限する業種・分野と制限業種・分野に投資する場合の条件を明示したもので、内資・外資に共通に適用する。一方、「外商投資ネガティブリスト」は外資の投資・経営行為に対する特別管理措置で、外資のみに適用するとしている。

これだけでは両者の違いや自由貿易試験区のネガティブリストとの違いがわかりにくいだが、商務部の説明によれば、「外商投資ネガティブリスト」は外国・地域との二国間投資協定などで内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求・高級管理職に対する国籍要求の禁止などの義務に適合しない例外的な措置として取り決めた結果で、中国政府が自主的に制定した自由貿易試験区のネガティブリストとは異なるという（注 3）。

これらのリストは2015年12月から試行することになっていたが、2016年1月下旬現在、まだ発表されていない。ただ、試行地区については、当初は自由貿易試験区のある上海、広東、天津、福建の4省市とすることが明らかにされている（注4）。

「市場参入ネガティブリスト」は近く発表されると見られるが、「外商投資ネガティブリスト」は米国との投資協定交渉の合意後になるのではないと思われる。米中投資協定では中国にとって初めてとなるネガティブリスト方式が採用される。中国のメディアによれば、米中投資協定交渉はすでに20回以上の交渉を重ね、現在は協定本文とネガティブリストの交渉に入っていると言われているが、2015年6月に交換した双方のネガティブリストは中国側が100項目以上、米国側が20項目余りと開きが大きく、米国側は銀行、証券、保険、交通を含むサービス業の開放を要求しているという（注5）。

ちなみに、2016年には第13次5ヵ年計画がスタートするが、3月に開催される全人代での審議に先立って中国共産党中央委員会が行った提案では、サービス業の開放を拡大する分野は「銀行、保険、証券、養老など」とすることがあげられている（注6）。（下表をご参照。）

第13次5ヵ年計画での対外開放体制整備に関する主な方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">✓ 法治化・国際化・利便化のビジネス環境の整備、WIN-WINの協力に有利で国際貿易投資ルールに適応した体制の健全化✓ 1つの窓口と通関一体化の全面的実施✓ 自由貿易試験区建設の質の向上✓ 参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理制度の全面的実施✓ サービス業の対外開放の秩序ある拡大、銀行・保険・証券・養老等への市場参入の拡大✓ 金融業の双方向の開放拡大✓ 人民元の資本項目での交換の秩序ある実現✓ 外貨管理・使用でのポジティブリストからネガティブリストへの転換✓ 国外投資での外貨交換制限の緩和、企業と個人の外貨規制の緩和、多国籍企業の国外での資金運用制限の緩和✓ 資本市場の双方向の開放推進、国内外での投資額制限の改善及び段階的取り消し✓ より多くの国との高水準の二国間投資協定、司法協力協定の締結推進、ビザ手続きの相互免除・簡素化の実現 |
|---|

出所：「中共中央の国民経済・社会発展第13次5ヵ年計画の制定に関する建議」から作成

なお、「外商投資ネガティブリスト」にない業種・分野に投資する場合は審査・認可ではなく届出となるが、2018年からの全国実施にあたっては、法律上の保証として現在起草中の「外国投資法」が制定されていることが前提になるものと思われる。

以上のように、今後は外国・地域との投資協定や自由貿易協定で取り決めるネガティブリストに基づいて外資に対する開放を進めていくものと思われる。そこで、中国のこうした協定締結についての方針が重要となるが、中国政府はこれまで以上に積極的な姿勢を示している。

2015年12月には10月のTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けて、“自由貿易圏戦略”を加速する方針が発表されたが（注7）、今後の交渉の相手国・地域の優先順位については、①全ての近隣諸国・地域、②“一带一路”沿線国・地域、③大部分の新興経済体、発展途上の大国、主要な区域経済集団及び一部先進国としている。①には、既存の香港・マカオ・台湾とのEPA（経済連携協定）やASEAN・韓国とのFTA（以上は改正交渉）、日中韓FTA（締結交渉）が含まれると見られる。

また、交渉分野については、知的財産権、環境保護、電子商取引、競争政策、政府調達といった TPP 協定でも取り決められた新しい分野をあげ、これらの交渉も加速するとしている。これは多分に TPP 協定を意識したもので、上記の「主要な区域経済集団」は TPP 協定も含んでいると見てよいだろう。いずれにしても、今後の開放分野は各種協定交渉の進展に応じて拡大していくことになるものと思われる。

2. 行政許可手続きの簡素化

1) 2015 年の状況

2015 年も引き続き行政改革が推進され、外資に関係する行政許可手続きが更に簡素化された。それは、主に審査・許可事項の取り消しと権限委譲、企業の登記前の許可取得から登記後の許可取得への変更、企業の登記証書の統合など登記手続きの簡素化である。

審査・許可事項は、2 月に 90 項目が新たに取り消しとなり、地方に権限が委譲された。行政改革が本格始動した 2013 年から通算すると 800 項目余りとなり、2012 年時点の 1700 項目から半分近く削減された。また 5 月には、法律・法規・国务院決定に規定のない“非行政審査・許可事項”約 130 項目が取り消しまたは政府内部の審査事項への変更となり、2012 年時点の約 450 項目が全廃された。更に 10 月には、中央から地方に権限が委譲された審査・許可事項、約 60 項目も取り消された。

企業の登記前の許可取得から登記後の許可取得への変更は、従来、特定業種で企業を設立する場合、また特定業務に従事する場合、企業の設立登記前に許可を取得することが義務づけられていた項目が企業の設立登記後の取得項目に変更されたものである。これは 2014 年から行われているが、2015 年も 20 項目余りが変更され、この結果、登記前の許可取得項目は以前の約 170 項目から 35 項目に削減され、登記後の許可取得項目は 151 項目となった（注 8）。

外商投資企業に関係する登記前の許可取得項目としては、全ての外商投資企業を対象とする商務部門の設立認可があるが、ほかには特定業種の包装・装飾印刷企業の設立審査・認可、外資銀行・証券会社・保険会社の設立・変更・終止の審査・認可、汎用航空企業経営許可、また特定業務の危険化学品経営許可、速達業務経営許可が残っているくらいである。その他の項目は、企業の登記・設立後に条件を整えてから許可を取得すればよくなった。（下表をご参照。）

登記後の許可取得に変更された外商投資企業に関係する主な項目

（ ）内は許可部門

■外商投資電信業務経営審査・許可（工業・情報化部）■養老機構設立許可（県級以上民政部门）
■中外合弁（合作）職業仲介機構設立許可（省級人力資源・社会保障部門）■中外合作職業技能訓練機構
設立審査・許可（同前）■国際海上運輸業務及び海運補助業務経営審査・許可（交通運輸部）■国際船舶
管理業務経営審査・許可（省級交通運輸部門）■道路運輸ターミナル（駐車場）経営業務許可証発行（県
級以上道路運輸管理機構）■道路貨物運輸経営許可証発行（区を設置する市級・県級道路運輸管理機構）
■石油・精製油卸売経営資格審査・許可（商務部または省級商務部門）■石油・精製油小売経営資格審査・
許可（省級商務部門）■訪問販売企業・分支機構設立・変更審査・許可（商務部）■中外合弁・合作経営
公演仲介機構設立審査・許可（文化部）■中外合弁・合作経営娛樂場所設立審査・許可（省級文化部門）
■インターネット接続サービス営業場所経営単位審査・許可（県級以上文化部門）■公共場所衛生許可（市
級・県級衛生部門）■営利性医療機関設置審査・許可（県級以上衛生・計画生育部門）■認証機構設立審
査・許可（国家品質監督檢驗檢疫総局）■特定種類設備生産単位許可（国家品質監督檢驗檢疫総局または
省級品質技術監督部門）■藥品生産許可（省級食品藥品監督管理部門）■藥品経営許可（県級以上食品薬
品監督管理部門）■食品生産許可（同前）■食品流通許可（同前）■飲食サービス許可（同前）■化粧品
生産企業衛生許可（省級食品藥品監督管理部門）■外商投資旅行社業務許可（同前）

出所：「国务院の“先照後証”改革後の事中事後監督管理強化に関する意見」より抜粋

企業設立時の登記証書の統合は、“三証合一”（営業許可証に組織機構コード証と税務登記証を統合し、各部門での登記手続きを一元化するもの）、“一照一碼”（統合後の営業許可証に新しい企業IDの統一社会信用コードを記載し、全ての行政手続きに使用できるようにするもの）により登記手続きの簡素化をめざすものだが、すでに2015年中に多くの地方で実施している。

2) 2016年の展望

行政改革は2016年も継続されることになっている。すでに1月に中央から地方に権限が委譲された審査・許可事項について、国务院が150項目余りの追加取り消しを決定している（注9）。また、審査・許可事項については、ほぼ整理が終わったと見られるが、これを受けて2016年には一部地区で新たな改革措置が試行される見込みである。

2015年12月に国务院が上海浦東新区での改革試行を承認したが（注10）、これは残っている審査・許可事項の一部を更に取り消し、また届出に変更する一方、登記後の許可取得項目については手続きを簡素化し、登記前の許可取得項目については監督管理を強化するというもので、対象項目は合計116項目である。

特に登記後の許可取得項目に対する手続き簡素化が主眼で、“告知承諾制”と“審査・許可の透明度と予見可能性の向上”の措置が採られる。“告知承諾制”は、審査・許可機関が企業に審査・許可の条件と申請資料を告知する一方、企業が条件に適合し、申請資料を提出することを承諾すればその場で許可する制度をいう。“審査・許可の透明度と予見可能性の向上”の措置は、手順の公開、標準化とネットでの処理を通じて、申請した企業が結果を予見できるようにするというものである。

上海浦東新区での改革は3年間とされているが、対象項目が今後更に拡大され、また他の地区でも同様の改革措置が試行されることが見込まれる。2016年の行政改革は、審査・許可事項の更なる手続き簡素化が中心になるだろう。

（注1）いずれも商務部の発表数値。全体の約1263億米ドル、サービス業の約772億米ドルについては、以下のサイトに掲載されている。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ag/201601/20160101234256.shtml>

また、新設の外商投資企業数の4分の1は、2015年1-9月の全国、自由貿易試験区の数値で、それぞれ以下のサイトに掲載されている。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/slfw/201511/20151101155088.shtml>

<http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/v/201510/20151001151415.shtml>

（注2）「国务院の市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見」（国発〔2015〕55号、2015年10月2日発布・実施）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm

（注3）「官側、市場参入ネガティブリストと外商投資ネガティブリストの理念は一致」、「中国新聞網」2015年10月30日付記事

<http://www.chinanews.com/cj/2015/10-30/7597828.shtml>

（注4）「12月から広東、福建、上海、天津の4省市で市場参入ネガティブリスト制度改革を試行」、「新華網」2015年10月31日付記事

http://news.xinhuanet.com/politics/2015-10/31/c_128378568.htm

（注5）「7年未完の旅：中米BIT交渉」、「経済観察網」2015年9月26日付記事

<http://www.eeo.com.cn/2015/0926/280132.shtml>

「量安定質向上、外資政策の“暖風”を迎える」、「一財網」2016年1月10日付記事

<http://www.yicai.com/news/2016/01/4736900.html>

- (注 6) 「中共中央の国民経済・社会発展第 13 次 5 ヶ年計画の制定に関する建議」(2015 年 10 月 29 日、中国共産党第 18 期中央委員会第 5 回全体会議で採択)
http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-11/03/c_11117027676.htm
- (注 7) 「国務院の自由貿易圏戦略実施加速に関する若干の意見」(国発 [2015] 69 号、2015 年 12 月 6 日発布・実施)
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/17/content_10424.htm
- (注 8) これらのリストは「国務院の“先照後証”改革後の事中事後監督管理強化に関する意見」(国発 [2015] 62 号、2015 年 10 月 13 日発布・実施)に掲載されている。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-11/03/content_10263.htm
- (注 9) 「中央政府門戸網站」2013 年 1 月 13 日の国務院常務会議に関する記事
http://www.gov.cn/guowuyuan/2016-01/13/content_5032643.htm
- (注 10) 「国務院の上海市“証照分離”改革試行全体計画展開に関する同意」(国函 [2015] 222 号、2015 年 12 月 22 日発布・実施)
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/29/content_10519.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



「供給側構造改革」を推進する中国

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

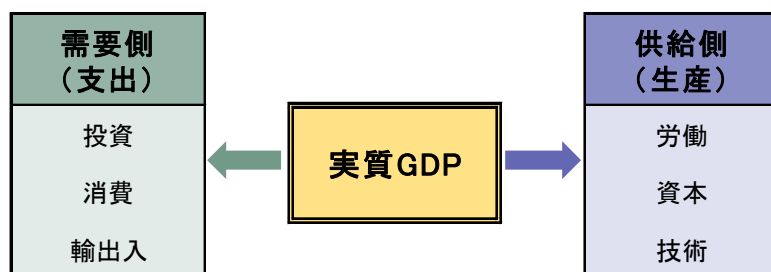
1. 経済政策の重点を供給側改革へシフト

2015年11月10日の中央財經領導小組^(注1)の会議で、習近平国家主席が今後の経済政策について「総需要を適度に拡大させると同時に供給側構造改革を強化し、供給体系の質と効率を引き上げ、経済の持続的な成長力を増強させる」と述べた。ここから、「供給側構造改革」という言葉が公式表現として高い頻度で使用されるようになり、潜在成長力を向上させ、安定的な成長を持続させる経済政策の中核をなすキーワードとなった。

実質GDPは、需要（支出）側から総需要をみる方法と、供給（生産）側から総供給をみる方法がある。経済成長の需要側には投資、消費、輸出入が含まれており、通常、政策の重点は政府、企業と家計の支出増に置かれる。

経済成長の供給側には、労働（中国の場合は、人口政策による労働力供給の増加、労働力の地域間の自由な移動の促進、労働者の職業教育など）、資本（資金、土地、設備の投入）、技術（イノベーションによる技術進歩、R&D投入）、などの生産要素が含まれており、政策の重点は生産要素の供給と有効利用に置かれる（図1）。

図1：需給側と供給側の構成



(資料) 三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 「供給側構造改革」の推進に向けた政府の施策

現在の中国経済を需要側からみると、2012年以降、GDPの成長を支える投資（固定資産投資）、消費（小売）、輸出のいずれも減速し（図2）、特に2015年下半年以降、製造業や不動産開発関連の減速に歯止めがかからず、従来好調であったインフラ投資の伸びも鈍化傾向に転じており、経済牽引力が低下している（図3）。

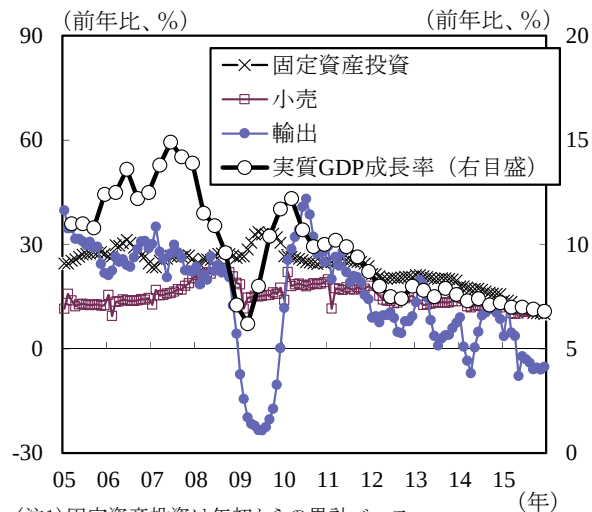
三大需要の伸び減速が目立つ一方で、国内の消費需要は急激に高度化・多様化しており、高品質の商品やサービスに対する需要が大きく、中国人の海外での消費増加及び海外からの大量の輸入品買い付け（爆買い）が急増している。

供給側からみると、生産能力の過剰が深刻化する一方で、所得水準の上昇による中高所得者層

(注1) 1980年に中国共産党中央政治局下に設立された経済工作の政策決定をする党の最高機関。現在の組長は習近平国家主席、副組長は李克強首相。

向けの高品質商品やサービスの有効供給不足が並存し、生産要素の合理的な配置と供給体系の改善が課題となっている。「供給側構造改革」は、このような経済構造の不均衡是正に向けた各種取り組みを包括するものとなっている。

図2：需要側からみた中国の実質GDP成長率

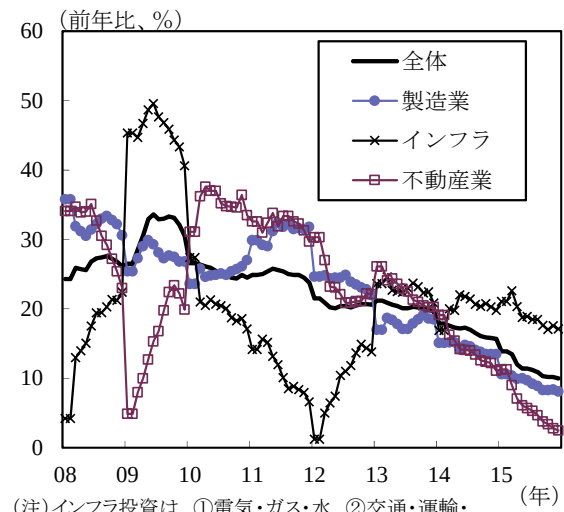


(注1) 固定資産投資は年初からの累計ベース

(注2) 輸出は原数値の3か月移動平均値

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図3：業種別にみた中国の固定資産投資



(注) インフラ投資は、①電気・ガス・水、②交通・運輸・倉庫・郵便、③水利・環境・公共施設管理の合計

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

「供給側構造改革」の推進にあたって、政府各部門は分野別の改革内容を発表した（表1）。中でも、過剰生産能力の削減、住宅在庫の解消、企業コストの低減などは経済成長に対する影響が最も大きく注目度が高い。

表1：「供給側構造改革」の分野別概要

部署	改革分野	概要
1 財政部	税制改革、 地方債務の管理強化	■ 増値税改革の全面的実施 ■ 個人所得税改革、消費税改革の推進 ■ 予算管理メカニズムの整備 ■ 地方予算公開資料を整備し、地方債務限度額および収支状況を常時併記 ■ 地方債務の返済責任を確実に履行
2 交通部	PPP推進、 交通運輸改革	■ 交通運輸インフラ建設におけるPPP推進 ■ 交通運輸業の構造改革、規制緩和の促進 ■ 港湾・タクシーの価格改革の深化
3 住宅建設部	住宅在庫の消化 都市部新住民の住宅問題への 対応	■ 都市部新住民の住宅問題を主とする住宅改革の推進 ■ 住宅在庫の消化 ■ 住宅賃貸市場の発展
4 商務部	サービス業のアウトソーシング 越境電子取引	■ 加工貿易のモデル転換とレベルアップ ■ アウトソーシングサービス業の発展 ■ 越境電子商務取引モデル区の建設 ■ 輸出ブランドの育成
5 工業および情報化部	産業の最適化 人工知能を活用した製造業	■ 産業の最適化とレベルアップおよび過剰生産能力の削減 ■ 人口知能によるハイエンド製造業の育成 ■ 「インターネットプラス」による製造業の深化発展
6 農業部	農業改革 農業の技術革新	■ 農村土地請負経営権確認登記証書の発行推進 ■ 財産権制度改革の推進 ■ 農村金融保険の革新 ■ 農墾改革の推進 ■ 農業の機械化、情報化 ■ 第一、二、三次産業の融合
7 発展改革委員会	住宅在庫の解消	■ 商品住宅の在庫解消 ■ 一億人の非都市戸籍人口の都市部移住実施案の制定 ■ 戸籍制度改革の実施 ■ 農民工の市民化の加速、都市部新住民の住宅需要への対応 ■ 不動産市場の安定 ■ 製造業の高度化、人工知能化、エコ化、サービス化を推進 ■ 新産業の育成 ■ サービス業発展の加速

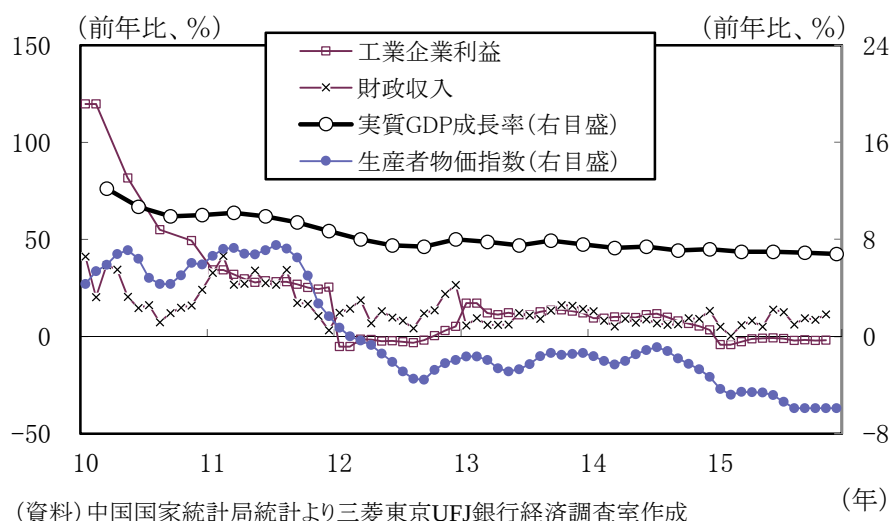
(資料) 報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 過剰生産能力の削減

中国経済は、2009年のような短期的な景気刺激策によるV字型回復をするよりも、むしろ「供給側構造改革」によって長い期間を経てL字型回復をする可能性が高いとみられている。現在問題視されている中国の多くの過剰生産能力は、国内経済及び外需向け輸出の高度成長期に形成されたものであり、2008年の国際金融危機後に生産能力がさらに拡大し、内外需要の伸びが減速する中で生産能力の過剰が深刻化してきた。

過剰な生産能力を抱えることによって、企業需要を反映する生産者物価指数（PPI）が低下をたどり、2015年は前年比▲5.9%まで低下して4年連続のマイナスとなった。工業企業収益^(注2)は2010年半ば以降持続的に下落し、製品価格の下落やコスト増加などによって、2015年に入ってから前年比でマイナスの伸びが続いている。工業部門の下振れ圧力が強く、企業収益の先行きは依然楽観視できない状況となっている。在庫の調整と生産の減速によって財政収入の伸びと実質GDP成長率が減速し、金融システムの不安と財政バランスの悪化懸念が高まっている（図4）。

図4：生産者物価、工業企業利益、財政収入及び実質GDP成長率の推移

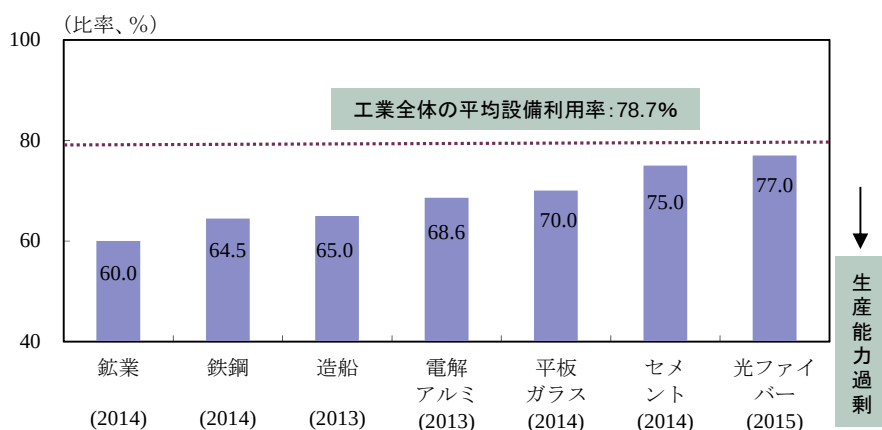


このような中国の過剰生産能力の問題は周期的なものよりも構造的なものであり、今後も国際市場の需要が減速する中で、内需のみで過剰生産能力を消化するのは難しいとみられる。2015年12月の中央経済工作会议では、過剰生産能力の削減に関する2016年の施策として、①法に基づいた市場メカニズムによる破産プロセスの実施条件を整備し、破産・清算案件の審査処理を加速させる、②財政・税制面での支援、不良債権の処理、失業者の再就職と生活保障、特定項目の奨励金・補助金などの政策を提起・実施する、③資本市場を通じて企業のM&A（買収・合併）を実施し、できる限り合併再編を増やして破産・清算を少なくすることで雇用の安定を図る、④生産量の増加を抑制し、新たな過剰生産能力の発生を防止する、等の事項を決定した。

中国製造業の過剰生産能力に関する政府高官の発言によると、2014年の工業全体の平均設備利用率が78.7%であったのに対して、業種別では、鋁業（2014年）が60%、鉄鋼（2014年）が64.5%、造船（2013年）が65.0%、電解アルミ（2013年）が68.6%、平板ガラス（2014年）が70.0%、セメント（2014年）が75.0%、光ファイバーが77.0%となっており、生産能力の過剰状況が深刻である（図5）。また世界の生産量に占める比率では、粗鋼が49%、電解アルミが42%、平板ガラスが50%、セメントが60%と高く、中国における過剰生産能力の削減が国内景気のみならず、国際商品市況にも影響を与えるため、今後の進展状況から目が離せない。

(注2) 工業企業収益：主要事業の年間売上高が2,000万元以上の大手企業を集計対象とする。

図5：中国製造業の過剰生産能力

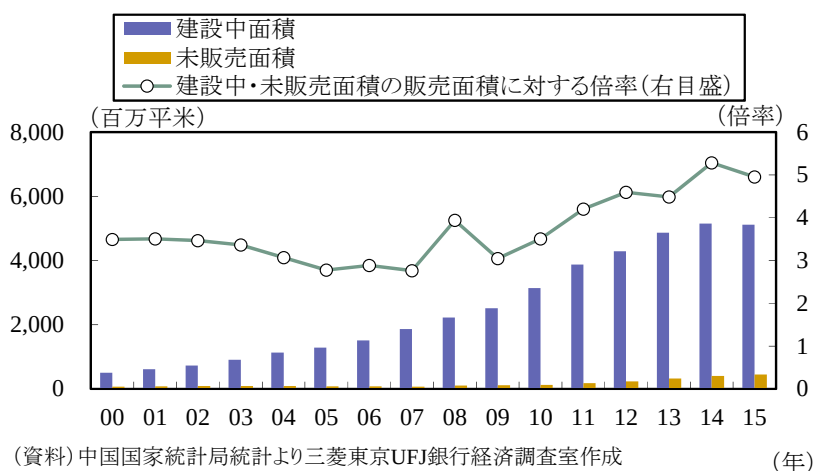


(資料) 報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. 住宅在庫の消化

2008年以降の中国住宅市場の回復は不安定であり、中小都市を中心に住宅在庫の増加傾向が深刻な問題となっている。在庫とみなされる建設中商品住宅面積と未販売商品住宅面積が2009年以降急増したため、建設中面積と未販売面積の販売面積に対する倍率は2009年の3.0倍から2015年の5.0倍に上昇した(図6)。

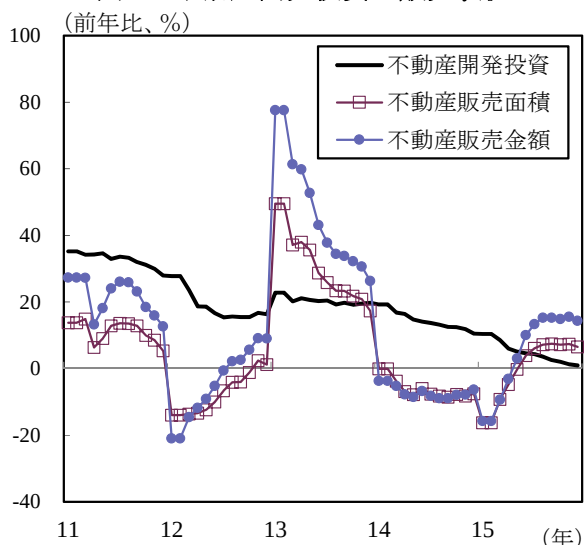
図6：商品住宅建設中・未販売面積の販売面積に対する倍率



中国政府は不動産市況の落ち込みを受けて、2014年と2015年に、①2件目購入時の頭金比率の引き下げ、②住宅売却時の営業税が免除される条件を5年間保有から2年間への緩和、③貸出金利の引き下げなどの刺激策を発表した。これにより住宅販売面積と販売金額は2015年半ばにプラスに転じ、2015年12月は前年比でそれぞれ+6.5%と+14.4%になった。一方で、不動産開発投資は緩やかな下落が続いており、12月は同+1.0%と前月(同+1.3%)から更に減速し、開発業者の不動産市場の先行きに対する見方が楽観的ではないことが伺える(図7)。今後、不動産開発投資の伸びがさらに減速し、前年割れになる可能性もあるとみられている。

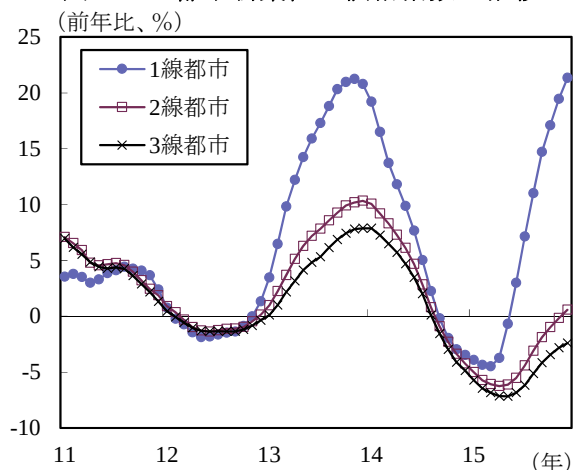
2015年12月の主要70都市新築住宅価格指数をみると、対前年比で1線都市(四大都市の北京、上海、広州、深圳を指す)の上昇率が+21.3%に達したのに対して、2線と3線都市の上昇率はそれぞれ+0.6%と▲2.4%にとどまった。住宅価格は人口流入の多い四大都市で大幅に回復しているものの、人口が流出する中小都市では住宅在庫が多いため、依然下落傾向にあり、住宅市場の二極化が鮮明となった(図8)。

図7：不動産開発投資と販売状況



(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図8：70都市新築住宅価格指数の推移



(注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市: 一線都市以外の直轄市、省都、副省級都市の31都市

三線都市: 主要70都市から一、二線都市を除いた35都市

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2015年12月に開催された中央経済工作会议では、都市部の農民工（農村出身労働者）の都市戸籍取得を推進して住宅の有効需要を拡大し、都市部新住民による新たな住宅ニーズを創出し、住宅在庫の消化と不動産市況の安定を図る方針が発表された。住宅建設部も住宅在庫の消化と都市部新住民の住宅問題への対応を2016年の重点施策にすることを決めた。

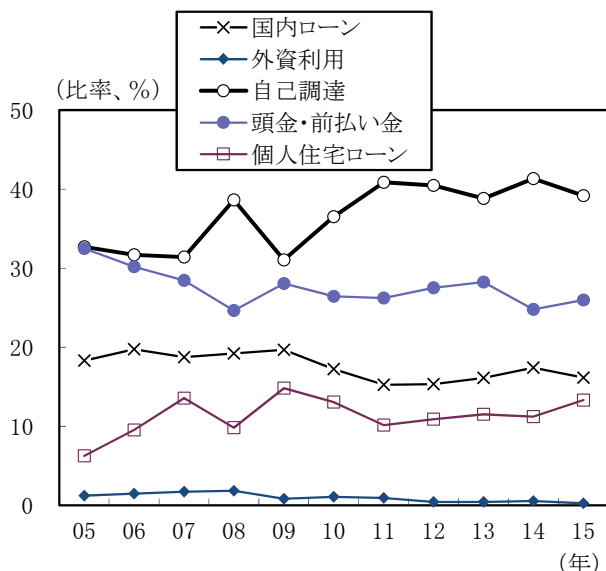
政府は、2014年3月に「国家新型都市化計画（2014-2020年）」を発表し、今後5年間で1億人が都市部に定住することを目標としている。この1億人のうちの70%の世帯が都市部で一人当たり32.9平米（2012年実績）の住宅を購入すると仮定して試算すると23億平米分の住宅需要が生じることになるが、2015年末時点の建設中面積が既に51.2億平米に達していることを勘案すると、都市部新住民の住宅需要のみではその消化に数年を要する。具体的な住宅在庫の消化年数に関しては、建設期間と事前販売状況の試算前提が異なるため、関係者の見方は4～12年と差が大きい。今後、打ち出される都市部新住民の住宅ニーズ創出に関する政策が、2線と3線の中小都市における住宅在庫の消化を後押しし、都市部住民の住宅新規購入需要と相まって、在庫消化が加速することに期待が寄せられている。

また、このような高水準の住宅在庫を消化するに当たり、不動産開発業者の資金調達問題が懸念される。開発業者の資金調達の構成をみると、自己調達資金（資本金、親会社出資、留保利益からの資金、信託融資などを含む）が全体の約40%を占め、頭金・前払い金と国内ローン、個人住宅ローンが残り占める（図9）。

近年の中国不動産市況の先行き不安により国内の融資環境は厳しさを増しており、調達総額の伸び率は低下傾向にある。中でも自己調達の主な手段である信託融資は、シャドーバンキング問題との関わりが深く、全国信託融資総額の70%以上が不動産業界関連とみなすデータもあるため、当局の信託商品発行に対する管理監督が厳格化しており、2015年の信託融資による自己調達額の伸び率は前年比▲2.5%にまで急減した（図10）。

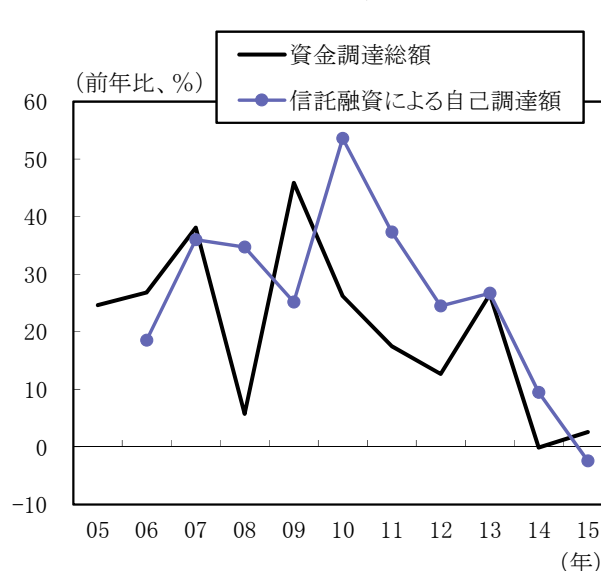
資金調達の手段が狭められる中で、今後不動産開発業者は主に資本金の増資を通じて自己調達資金を増やして在庫消化期を乗り越えなければならず、資金繰り悪化により業界の吸収、合併が進む可能性が高いとみられる。また不動産開発業資金のうち、広義の銀行システムからの借入とみなすことができる金額の比率は50%以上に達し（2015年は信託融資などによる自己調達が22.9%、国内ローンが16.1%、個人ローンが13.3%）、住宅在庫消化が進まず、開発資金がショートした際に、銀行システムが蒙る返済リスクには注意を要する。

図9：不動産開発業の資金調達構成



(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図10：不動産開発業の調達資金の伸び率

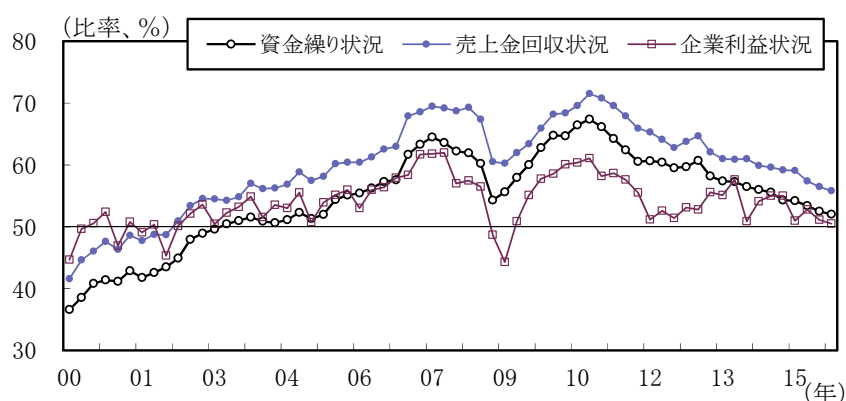


(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

5. 企業負担の低減

中国人民銀行が発表している企業景気動向指数からみると、2010年以降、企業の財務負担を表す資金繰り状況指数、売上金回収状況指数および企業利益状況指数はいずれも低下し続け、2015年12月は2001年ごろとほぼ同水準となっており、経済成長率の減速による企業の各種負担が大きく、経営状況が決して楽観視できないことを表している（図11）。

図11：企業景気動向指数の推移



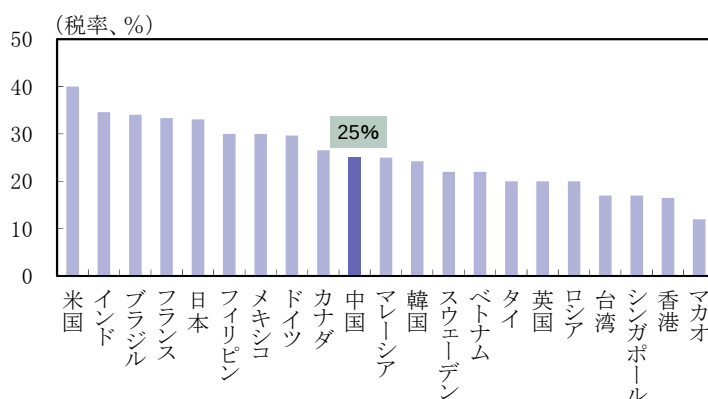
(注1) 企業景気動向指数: 中国人民銀行が四半期毎に企業経営者を対象に実施している景気動向に関するアンケート調査結果に基づく。

(注2) 資金繰り状況・売上金回収状況が「良い」と「普通」、企業利益状況が「黒字拡大・赤字縮小」と「均衡」の回答が全体に占める比率をそれぞれ1.0と0.5で加重平均し算出。

(資料) 中国人民銀行統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

世界各国の法人税率をみると、中国の法人税率は25%であり、同じアジア域内の香港、台湾、タイ、韓国、シンガポール、マレーシアなどより高い（図12）。法人税のような直接税目以外に、中国企業は増値税、営業税、印紙税、契約税など20以上の間接税目の負担があり、中小企業に対する行政費用の徴収だけでも50-60項目に上る。

図 12：中国と世界主要国の法人税率



(資料)KPMG報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

また、企業が従業員に支払う社会保険費の負担も大きく、企業の経営コスト圧力が大きい。2014年の中国の一定規模以上工業企業の主要業務コスト（原材料コスト、資金コスト、取引コストなど）は、主要業務営業収入全体の 85%を占め、また主業務に関わる税金関連は 9%を占める。これに対し主業務活動による利益の同比率は僅か 5.5%に留まる。景気が減速する中で、税負担の低減による経営環境の改善を求める声が大きい。

中国政府は「供給側構造改革」の一環として、製造業企業の営業税から増値税への切り替え、増値税税率と社会保険料の引き下げなどを検討し始めた。また、電力価格の市場化改革を進め、2016年1月より工業用電力価格の引き下げを実施した。国内の物流価格の引き下げを図る流通体制改革も動き出した。経済成長率が減速する中で企業負担の低減による民間企業、中小企業の経営環境改善が期待されている。

6. 供給側の質的な要素の構造改革にも注目

習近平指導部が推進する「供給側構造改革」は、1970-80年代に米国のレーガン政権が推進した Reaganomics や、英国のサッチャー政権が推進した Thatcherism と呼ばれる減税や国有企業の私有化を中心とする供給サイド景気刺激策に比べて、供給側の「構造」改革を強調しているため、各施策の即効性よりも中期的な経済効果が重視されると予想される。高度成長期の終了と経済成長率が緩やかに低下する「新常态（ニューノーマル）」期に入ったことによって、これまで累積した構造的な問題を解決する必要がある。

今後は経済発展における「三大節点（節点=節目・転換点）」（経済成長速度転換節点、経済構造調整節点、経済成長エンジン転換節点）に直面する時期に入り、供給側の量的な要素以外の質的な要素改善による潜在成長力の刺激が重要な課題となる。制度の改善と導入、労働の質的拡大、資本の効率性向上などのような生産要素の配置の歪みを是正することを通じて、供給側から内需の変化に対する適応性と柔軟性を改善していく余地が大きい。特に国有企業改革、財政税制改革、金融改革などは重要な分野となっており、制度面の供給側改革の進展にも注目したい。

以上

(執筆者の連絡先)

㈱三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：00852-2823-6718 Email：xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国の水ビジネス(前編)

三菱東京 UFJ 銀行 (中国)
企画部 企業調査チーム
調査役 米田 智宏

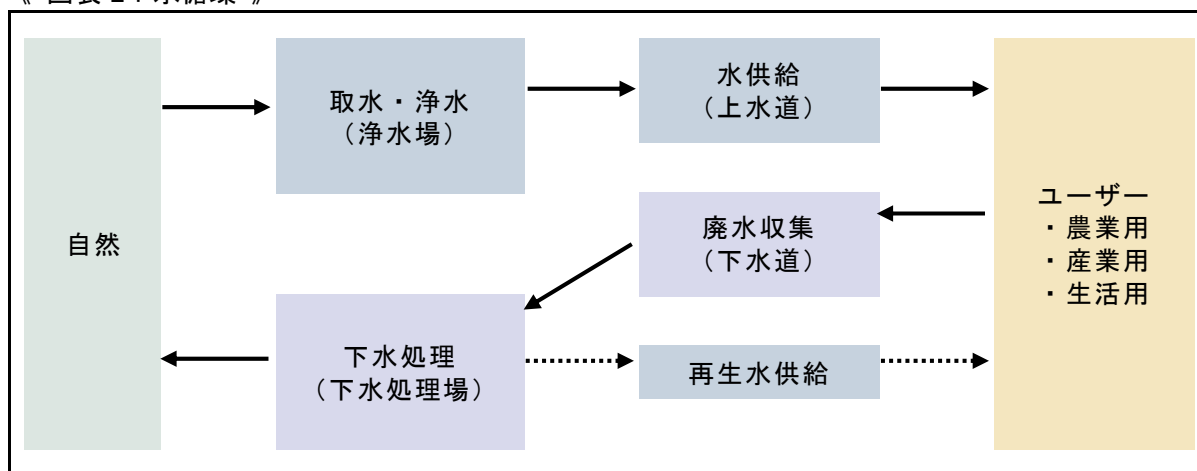
本稿では、中国の水ビジネスについて、前後編2回に分けて簡単に整理した。今回の前編では、中国における水ビジネスの概要及び動向についてまとめた。次回の後編では、政策や下水処理事業者の顔ぶれと事業環境について紹介する予定。

1. 中国の水ビジネスの概要

(1) 水ビジネスとは

水ビジネスとは、水源から採取された原水が浄水され、上水道を経てユーザーに供給された後、下水処理がなされて再び自然に戻る一連の水循環に関わるビジネス (図表1)。

《 図表 1 : 水循環 》

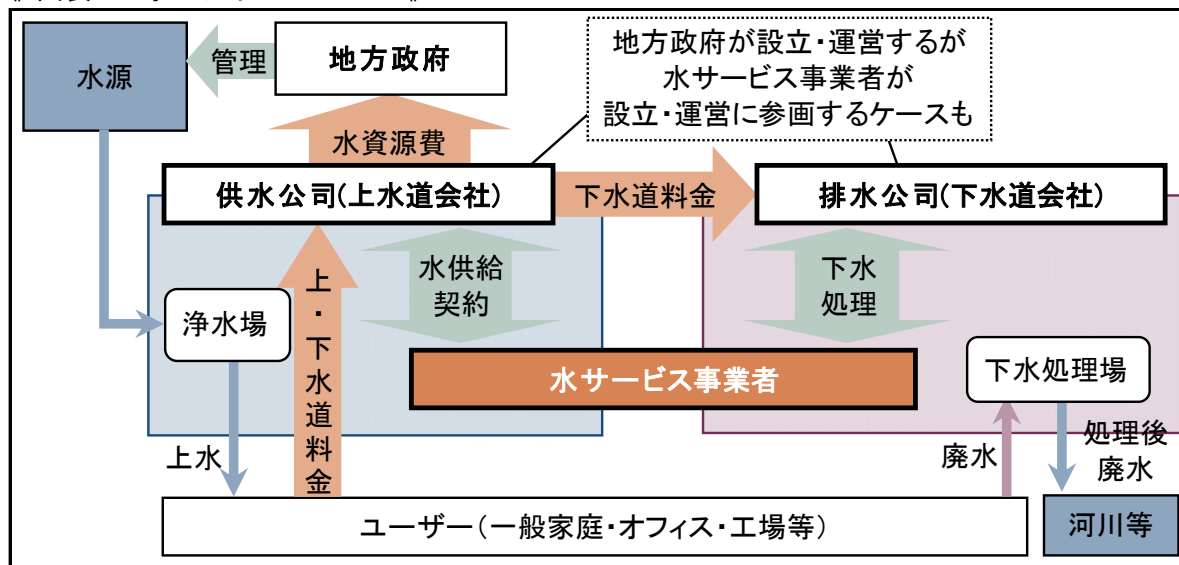


(資料) 各種資料をもとに BTMUC 企画部作成

(2) ビジネスフローと担い手

水ビジネスのフローは以下の通り（図表 2）。水供給は生活インフラであるため、水源は所在地の地方政府が直接管理。供水公司（上水道会社）・排水公司（下水道会社）は、地方政府または地方政府傘下の投資会社等の支配下にある。

《 図表 2：水ビジネスのフロー 》



（資料）各種資料をもとに BTMUC 企画部作成

ただし、地方政府の傘下にある供水・排水公司是事業のノウハウに乏しい先も多い。このため、国有・民間の水サービス事業者が、①供水・排水公司から事業を受託する、②供水・排水公司への経営参加を通じて事業を運営する、といった形で水ビジネスに参入している。

各事業者の業務を纏めると下記の通り。

- ✓ 供水・排水公司是、浄水場、下水処理場等の施設を所有し、上・下水道管の敷設・保守を行っている。
- ✓ 水サービス事業者は、供水公司から上水事業を受託し、浄水場の運営、ユーザーへの供給等を行う。また、排水公司から下水処理事業を受託し、下水処理場の運営、処理水の排水、再生水の精製等を行う。

なお、水ビジネスを管轄する地方政府は、市、県、郷、鎮であり、北京市、上海市等の直轄市においては区、県以下の組織になる（図表 3）。また、地方政府が管理する工業団地が事業者へ直接廃水処理を委託することもある模様。

各地方政府は、行政区分内の特定エリアについての上水事業および下水処理事業を、基本的にはそれぞれ 1 社に 20～30 年間委託し、委託期間中は独占的な事業権を認めている。

《 図表 3：中国の地方行政区分概要 》

	中央政府			
省級行政区	省	自治区	直轄市	
地級行政区	市		-	
県級行政区	県		区	県
郷級行政区	鎮	郷	鎮	郷

網掛けしている
行政区分が
水ビジネスの
主な委託主体

（注）実際の区分はより複雑であり、本図は簡略化したイメージ図。市や県、鎮の中心部に都市が形成されることが多い。

（資料）ホームページ等をもとに BTMUC 企画部作成

前述の通り、上水事業・下水処理事業とも水サービス事業者への業務委託が行われているが、上水事業は設備の大きさから初期投資の負担が重く、当初の稼働率も低いため、民間にとっては下水処理事業の方が参入メリットが大きい模様。

また、市場の拡大余地も下水処理事業の方が大きいことから、本稿では、下水処理事業を中心に考察する（以下、下水処理事業を手掛ける水サービス事業者を下水処理事業者、上水事業を手掛ける水サービス事業者を上水事業者と総称する）。

(3) 水道料金の決定方式

水道料金は地方政府が決定し、供水会社が上・下水道料金を一括で利用者から徴収している（注）（図表 4）。

（注）下水の利用量は上水の利用量と同量とみなされ、供水会社がユーザーより徴収した水道料金から下水道料金分を排水会社に分配。また、供水会社は、水源を管理する地方政府に対し、原水の取水量に応じた水資源費を支払っている。

価格決定に際しては、事業者が一定の利益を確保できるよう、水資源費、施設建設費、労務費等の事業者コストも地方政府が決定しているが、明確な算定式が存在せず、各地方政府の裁量は極めて大きい。

このため、各事業者は、自らコスト低減努力により収益性を維持・向上させていくことが求められている。

《 図表 4：水道料金の構成》

水道料金					
上水道料金			下水道料金		
水資源費	諸コスト	利潤	諸コスト	利潤	
水源を管理する地方政府に支払う（40%弱）	減価償却費、労務費、光熱費、管理費、水道管敷設費、漏水コスト等	（数%）	電力料金（主要コスト）、化学品費用、汚泥処理費用、減価償却費、労務費、管理費等	中国人民銀行の基準金利プラス数%のマージンとなるよう料金が設定される	

（注）諸項目の括弧内の数字は推定構成比。

（資料）IBIS World、ヒアリング等をもとに BTMUC 企画部作成

料金設定が各地方政府の裁量に委ねられていることから、水道料金は地域毎に大きく異なる（図表 5）。さらに、水道料金は用途によって生活用、工業用、行政事業用等に分けられ、各々の料金についても地方政府が決定。工業用の料金は概ね生活用の 1.2～2 倍程度。

《 図表 5：主要都市・用途別水道料金》

		(元/m ³)																	
都市名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		天津	長春	北京	成都	重慶	石家荘	昆明	寧波	ハルビン	フフホト	太原	大連	深セン	済南	西安	貴陽	広州	青島
上水	生活用	4.00	3.80	3.64	2.94	2.70	2.50	2.45	2.40	2.40	2.35	2.30	2.30	2.30	2.25	2.25	2.00	1.98	1.80
	工業用	6.65	4.60	8.15	4.39	3.25	3.50	4.35	4.15	4.30	3.50	3.20	3.20	3.35	3.30	2.55	2.90	3.46	2.20
下水	生活用	0.90	0.40	1.36	0.90	1.00	0.80	1.00	0.80	0.80	0.65	0.50	0.80	0.90	0.80	0.65	0.70	0.90	0.70
	工業用	1.20	0.80	1.77	1.40	1.30	1.00	1.25	1.80	1.10	0.95	0.80	1.20	1.05	1.10	0.90	0.80	1.40	1.25
都市名		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
		瀋陽	銀川	アモイ	蘭州	福州	南京	上海	鄭州	海口	南昌	合肥	長沙	武漢	南寧	ウルムチ	杭州	西寧	ラサ
上水	生活用	1.80	1.80	1.80	1.75	1.70	1.68	1.63	1.60	1.60	1.58	1.55	1.53	1.52	1.48	1.36	1.35	1.30	1.00
	工業用	2.50	2.75	1.80	2.53	1.90	1.95	2.00	2.00	2.50	1.45	1.80	2.39	2.35	2.23	1.48	1.75	1.38	1.40
下水	生活用	0.60	0.70	1.00	0.80	0.85	1.42	1.30	0.65	0.80	0.80	0.59	0.75	0.80	1.17	0.70	0.50	0.82	—
	工業用	1.00	1.00	1.20	1.20	1.10	1.65	1.70	0.80	1.10	0.80	0.77	1.05	0.80	1.17	0.70	1.80	1.09	—

（注）東京都の生活用水（口径 20 ミリで 1 ヶ月 24m³使用）の 1 m³当たり料金は上水約 7.5 元、下水約 5.7 元（1 元≒19.3 円で概算）。

（資料）中国水網等をもとに BTMUC 企画部作成

2. 中国の水ビジネス市場の動向

(1) 中国の水資源

中国の水資源量は、国土の広さに起因して世界第5位と豊富である一方、人口が多いことから、1人当たりでは世界平均を大きく下回る（図表6）。加えて、近年、生活水準の向上、都市の人口増および工業生産の拡大に伴い、水使用総量が増勢を辿ってきたことにより、水不足の問題が深刻化（図表7）。

また、これまで適切な廃水処理がなされてこなかったことから、深刻な水質汚染事故が各地で頻発^(注)。廃水の管理強化、下水処理場の充実等、水質の向上に向けた投資の拡大が必要となっている。

（注）2014年に政府の環境保護部が摘発した98件の重大環境汚染事件中、60件が水質汚染事件だった模様。

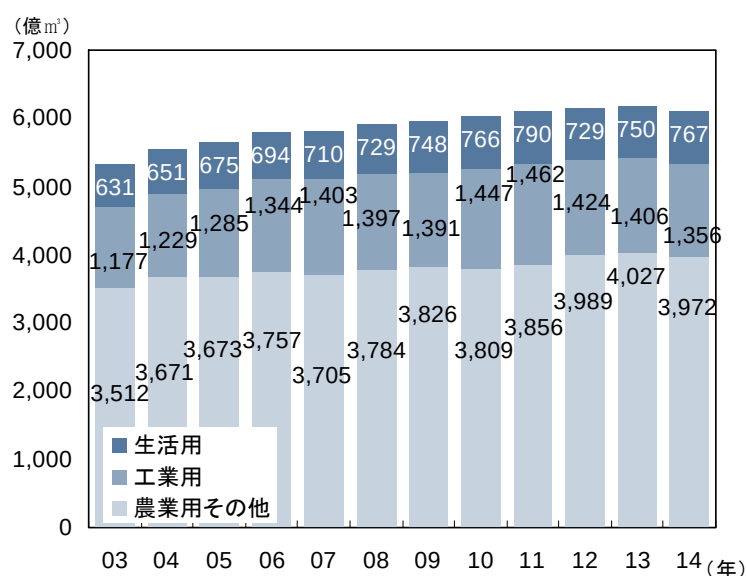
《 図表6：主要国の水資源量 》

	1人当たり 水資源量 (m ³ /人)	水資源量 (10億m ³)
ロシア	30,169	4,508
ブラジル	27,551	8,233
マレーシア	20,098	580
米国	9,044	3,069
インドネシア	8,332	2,019
日本	3,364	430
フランス	3,057	211
韓国	2,740	70
英国	2,311	147
中国	2,093	2,840
ドイツ	1,308	154
インド	1,165	1,911
世界平均	6,115	323

（注）一人当たり水資源量は2013年、
水資源量は2011年の数値。

（資料）ホームページ等をもとに企画部
企業調査チーム作成

《 図表7：中国の水使用総量推移 》



（資料）国家統計局資料をもとに企画部企業調査チーム作成

(2) 上・下水道の普及動向と上水供給・下水処理能力

上・下水道の普及率をみると（次頁図表8）、上水道については、都市部で90%超、農村部でも70%超に達しているとみられ、さらなる普及の余地は限定的。他方、下水道については、都市部では80%超とみられるものの、農村部では30%程度と極めて低く、今後の普及余地は大きい。

都市部においては、上水供給能力の直近10年間の伸びは年率1.5%に留まる（次頁図表9）。一方、下水処理能力は、同期間で年率7.4%の高い伸びが続いているうえ、農村部を含めた全国レベルでの伸び代は依然大きい。

さらに、水資源を有効活用するため、都市部、工業の発展した地域では、下水から再生水を精製し活用するニーズの高まりも予想される。

加えて、今後、政府が処理後廃水の排水基準を厳格化した場合、新基準適合に向けた設備投資も必要となる。

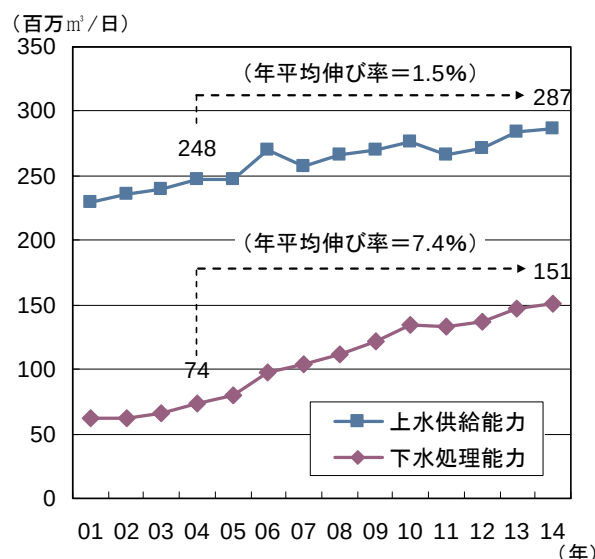
《 図表 8：上・下水道普及率 》

	地域規模	第11次五ヵ年計画 終了時 (2010年末時点)	第12次五ヵ年計画 目標 (2015年末目標)
上水道 普及率	都市レベル	89.5%	95.0%
	県都レベル	78.8%	85.0%
	農村部	62.0%	75.0%
	参考：日本 (2014年3月、全国)		97.7%
下水道 普及率	都市レベル	77.5%	85.0%
	県都レベル	60.1%	70.0%
	農村部	20%未満	30.0%
	参考：日本 (2015年3月、全国)		77.6%

(注) 都市レベルは日本の大都市圏・県庁所在地の都市に、
県都レベルは日本の県庁所在地以外の都市に、
農村部は日本の町・村にそれぞれ近い。

(資料) 報道等をもとに企画部企業調査チーム作成

《 図表 9：都市部の上水供給・下水処理能力推移 》



(資料) 政府統計をもとに企画部企業調査チーム作成

(3) 下水処理の技術動向

下水処理に求められる技術難度は上水より高く、また、工業廃水処理は、生活廃水処理より化学品を多く用いることから、技術難度が高い。

生活・工業廃水ともに、処理は沈殿池および化学品を用いて行われるが、水処理膜を用いる MBR 法^(注1)の導入に伴い、より高度な下水処理が可能となる。ただし、MBR 法の普及率は未だ数%に留まる模様^(注2)。

(注1) MBR 法とは「Membrane Bioreactor 法(膜分離活性汚泥法)」のこと。従来の沈殿池法に比して高品質の下水処理が可能となる。ただし、定期的な膜交換の実施・電力消費量の増加に伴い、沈殿池法より処理コストは増嵩する。

(注2) 他地域での MBR 法普及率は、2012 年時点で北米約 33%、欧州約 25%。日本は 2007 年末時点で 15.7%。

今後、排水基準の厳格化に伴い、下水処理事業者はより高度な下水処理方式を導入する必要があり、MBR 法の普及率も上昇すると予想されるが、投資・操業コストの増嵩により事業者の負担は増加。

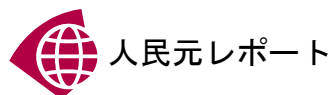
なお、廃水からは悪臭が発生するため、消臭設備の設置等、近隣の住民に配慮した環境対策が必要。こうした環境対策も事業者のコスト増嵩要因に数えられる。

(執筆者の連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部企業調査チーム 調査役 米田 智宏

TEL : 86-21-6888-1666 内線 5050 Email : tomohiro_yoneda@cn.mufg.jp

住所 : 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯重大厦22楼 FAX : 86-21-6888-1665



最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
トレーディングGr 及川尚宏

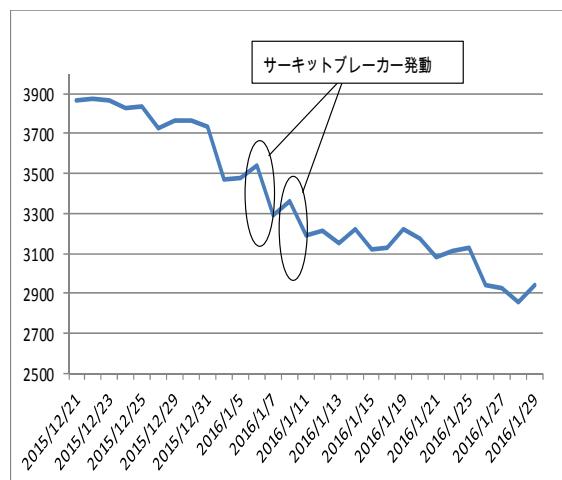
2016年、中国の金融市場は波乱の幕開けとなった。まず年明け早々の1月4日に株式市場は暴落し、導入初日のサーキットブレーカー制度¹が発動された。その後1月7日には、株式市場の取引開始直後に再度サーキットブレーカー制度が発動するなど混乱を極めた（【図表1】参照）。

為替市場でも混乱がおき、人民銀行が9時15分に発表する対米ドルの人民元為替基準値（以下「基準値」）を市場予想よりも大幅に人民元安方向に設定²したことにより、「人民銀行が市場を支えきるのが難しく、人民元安誘導に舵を切ったのではないかと市場が疑心暗鬼に陥り、急速に人民元安が進むとともに、1月7日の株式暴落の引き金を引いた原因とする見方も多い。

そうした中で人民銀行はHP上でチーフエコノミストの談話を発表。人民銀行が人民元安誘導を行うという市場の見方を否定し、同時に今後はドルよりも通貨バスケットへの連動性が強まると発言。市場の混乱を抑えるとともに、事実上の対ドルペッグから方針転換を示唆した。またオフショア市場では、人民銀行の介入と見られる動きにより、為替相場・短期金融市場に大きな動きがみられた。

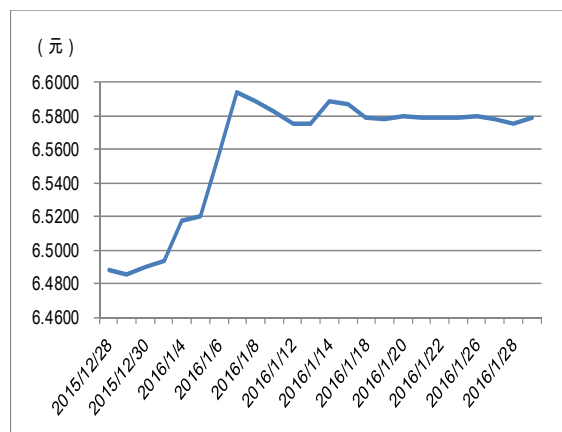
本稿では、2016年に入り、短期間のうちに様々な動きを見せる人民元為替相場の動向を取り上げるとともに、中国当局が直面している「為替の安定」と「資本移動の自由の問題」から国際金融のトリレンマについて考察することとする。

【図表1】CSI300 指数推移



（出所）Bloomberg より BTMUC 作成

【図表2】ドル人民元為替相場推移（16時半終値）



（出所）Bloomberg より BTMUC 作成

¹ サーキットブレーカー制度は、株価の変動が一定幅に達すると株式取引を停止させる制度で上海・深圳証券取引所に上場している代表的な300銘柄で構成する「CSI300」指数の変動幅が±5%となった場合、中国国内全ての株式と指数先物の売買を15分間停止し、変動幅が±7%に達した場合、売買を終日停止するもの。1月7日の取引終了後、同制度の一時停止が決まった。

² 為替基準値の決定方法は2015年8月11日にそれまでの「市場需給をベースに通貨バスケットを参考とした調整」から、「前日終値を参考に調整」へと変更された。なお今年1月4日から中国の為替市場は取引時間を23時30分まで延長したが、基準値決定の参考とする前日終値は従来どおり中国外貨取引センター（以下CFETS）発表の16時半時点での価格となる。

1. 最近の人民元為替相場と通貨バスケットについて

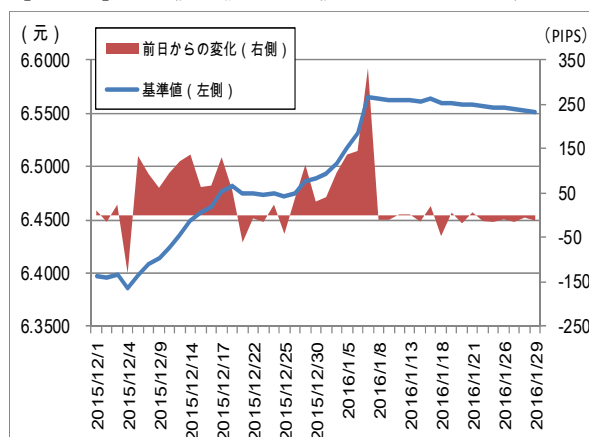
人民元対ドル為替相場は2015年8月11日の「基準値の決定方法変更」以降大幅な人民元安水準となり、その後も2015年後半からは米国FRBの利上げ姿勢を主な要因として徐々に人民元安方向に推移し、特に2016年1月の第一週はその動きが顕著となった（【図表2】参照）。

為替市場の動きに合わせ、基準値も同様に人民元安方向に設定（【図表3】参照。なお図表3の右側軸は基準値の前日からの変化を表しており、数字が大きいほど前日より基準値を人民元安方向に設定していることを表している）。1月7日には基準値を1ドル6.5640元と前日の基準値から332PIPS（約0.5%）人民元安方向に設定したことにより、為替市場のドル買い人民元売りの流れが加速し、一時6.6元台に達する寸前まで人民元は下落した。

だが翌日1月8日の基準値は終値の1ドル6.5939元から303PIPS人民元高方向の1ドル6.5636元に設定。前日の市場では人民元安に動いた中、前日基準値よりも僅かながら人民元高に設定したことにより、市場は人民銀行の基準値の決定に混乱していった。

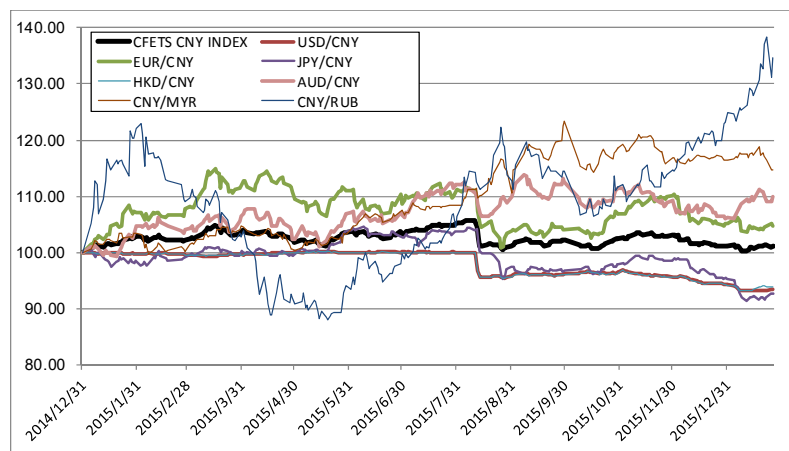
そうした中、混乱を打ち消そうと人民銀行は翌週1月11日にHP上でチーフエコノミストの馬駿氏の談話を発表。その中で、「基準値の決定は前日終値と通貨バスケットの変動に注目すべき。今後はドルよりも通貨バスケットへの連動性が強まる」と語った。通貨バスケットについては2015年12月11日に、中国外国為替取引システム（以下CFETS）が新たな通貨バスケットの指数としてCFETS人民元指数³（以下CFETS指数）を発表している。人民元の各通貨の為替水準をみると米ドル（ドルとペッグする香港ドル）や日本円に対しては人民元安方向に推移しているのに対し、ユーロや豪ドル、他新興国通貨に対

【図表3】基準値推移と基準値の前日からの変化



（出所）Bloomberg より BTMUC 作成

【図表4】CFETS指数（当社試算）と比率上位7通貨の推移



（出所）Bloomberg とロイターより BTMUC 作成

【図表5】CFETS指数構成比率

相手通貨	比率
米ドル	26.40%
ユーロ	21.39%
日本円	14.68%
香港ドル	6.55%
豪ドル	6.27%
マレーシアリンギ	4.67%
露ルーブル	4.36%
英ポンド	3.86%
シンガポールドル	3.82%
タイバーツ	3.33%
カナダドル	2.53%
スイスフラン	1.51%
ニュージーランドドル	0.65%

（出所）CEFTS より BTMUC 作成

³ CFETS 人民元指数とは、CFETS が採用した貿易加重した主要 13 通貨（【図表5】参照）で構成された通貨バスケットを参照する指数であり、2014 年 12 月末日を基準の 100 とし、人民元の通貨バスケットに対する動きを表したものである。公式には CFETS の HP 上で週に一度、月曜日に先週金曜日時点の値を公表している。なお【図表4】で使用している当社試算の CFETS 指数と公式発表数値は若干誤差あり。

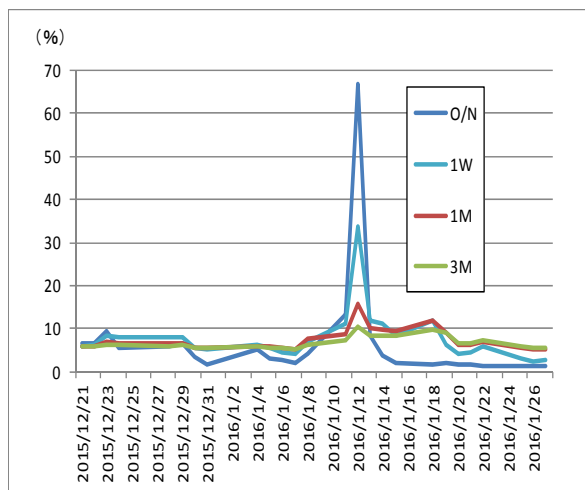
しては人民元高方向で推移しており、CFETS 指数の動きは総合的に緩やかな水準で推移している（【図表 4】参照）。馬氏は「対一通貨ペッグ制では、国家の貿易競争力に大きな変動を誘発し、著しい国際収支の不均衡に加え投機的な裁定取引も増してしまう。」と述べた。昨年 12 月に利上げを開始した米国に対し中国は現在金融緩和期待による金利先安観が強く、事実上の対ドル一通貨ペッグの状態であれば、当局の意図よりも更に人民元安に進んでしまう恐れがある。その為、通貨バスケットの変動を参考にすることにより、人民元為替相場安定をさせようとする考えがみとれる。そのうえ馬氏は「人民元を厳格に通貨バスケットと連動させるわけではなく、わが国の外貨政策の独立性を守る」とも述べており、為替の動きを安定させると同時に当局の為替相場に対するハンドリングの余地を残す点にも言及している。

その後の人民元の基準値の設定をみると、1 月 7 日の市場の混乱を境に翌日の 1 月 8 日から基準値の変動幅はそれ以前と比べ極端に小さくなり、基準値を人民元安方向に設定する頻度も少なくなっている。人民銀行が自身の行動によって市場の混乱を招いたことで、人民元為替政策の軌道修正を迫られたようだ。

2. オフショア人民元市場と資本移動制限

オフショア人民元（中国本土域外で取引される人民元 以下 CNH）市場でも 1 月に入り大きな動きが見られた。昨年から続く人民元安傾向のなかオンショア人民元（中国本土域内で取引される人民元 以下 CNY）に比べ自由に取引が行える CNH は、先んじて安くなる傾向にあり、管理されている CNY との価格の乖離が広がっていった。乖離が広がると相対的に安い CNH を買い、相対的に高い CNY を売って利益を得る裁定取引が増加する。その投機的な動きを封じ込めようと当局はオフショア人民元市場で CNH 買いドル売りの介入を行った模様で、1 月 11 日には、市場から CNH を短期金融市場及び為替先物市場で調達することが困難⁴になり、金利が暴騰した。

【図表 6】CNH HIBOR 金利推移



（出所）Bloomberg より BTMUC 作成

特に翌 1 月 12 日は、CNH の HIBOR（香港銀行間取引金利）O/N 物（貸借期間が一日）金利が 66.82%と過去最高値をつけるなど混乱した状態になった（【図表 6】参照）。その影響により、CNH をショートしていた市場参加者は CNH の調達コストが急騰したため手仕舞いせざるを得なくなり、CNH 買い米ドル売りの動きが加速し、CNH 高の方向に動き、CNH と CNY の価格差は急速に縮まった。当局としては裁定取引の動きを抑えるとともに、当局が完全にハンドリングができるわけではないオフショア市場から人民元が米ドルに逃避する流れを抑えたい思惑があるようだ。続いて人民銀行は 1 月 18 日、中国域外銀行が中国域内の代理銀行に保有する預金にも域内預金と同じ預金準備率を適用すると発表（従前は預金準備率がゼロで事実上準備預金は不要であった）し、25 日から運用を開始した。域内銀行へ預金を預け入れている域外

⁴ 中央銀行が該当する通貨に対し、通貨買い介入を行った場合、市場から資金が吸収される為、市場の資金流動性は薄くなる。逆に通貨売りを行った場合、市場に資金が放出される為、市場の資金流動性は厚くなる。今回は当局が CNH 買い介入を行ったため、CNH 市場の資金が吸収され流動性が薄くなり、資金調達が困難になった。

銀行は、預金準備分の資金を（域内の銀行を通じて）人民銀行に固定化されることとなった。当局としては、域外銀行の人民元預金の一部を間接的に拘束することにより CNH の調達コストを引き上げ、市場での CNH ショートポジション（CNH 売り外貨買いのポジション）を組成し難くし、外貨への逃避を抑制する狙いがあると思われる。

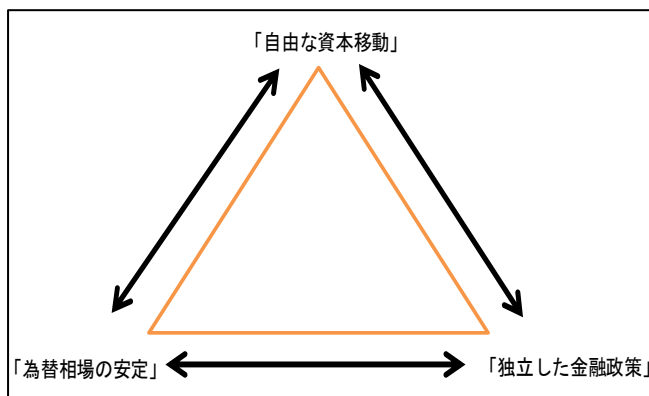
3. 国際金融のトリレンマ

直近の中国金融市場の動きを追っていったが、中国は現在国際金融のトリレンマ（【図表 7】参照）に直面している。国際金融のトリレンマとは米国の経済学者ロバート・マンデルによって提示された、一国の国際金融政策において、「自由な資本移動」、「独立した金融政策」、「為替相場の安定」の 3 つを同時に実現することは不可能という説である。現状各国の状況をみると、日米は「自由な資本移動」、「独立した金融政策」を採用し、「為替相場の安定」を放棄している。EU のユーロ加盟国は「自由な資本移動」、「為替相場の安定」（ユーロ加盟国内で単一通貨を流通させているため、事実上の固定相場）を採用するかわりに、ユーロ加盟国の「独立した金融政策」を放棄している（【図表 8】参照）。

なお先ほどの 3 つの政策は各国の経済状況等により、何を採用するかは変化する。一例を取るとデフレリスクに直面したスイスは、自国通貨高を防止する為、2011 年 9 月に 1 ユーロ＝1.20 スイスフランを上限とし事実上の無制限のユーロ買い、スイスフラン売り介入を行っていった（「為替相場の安定」の採用）。その代わり金融政策は ECB と同調すること（「独立した金融政策」の放棄）にし、「自由な資本移動」は維持された。しかし ECB が量的緩和を行う観測がでるなど、ユーロ売りスイスフラン買い圧力が高まり、結果その圧力に耐えられず 2015 年 1 月 15 日に突如無制限介入を取り止める事を宣言し、「為替相場の安定」を放棄することとなった。

最近の中国当局動向をみると、国際金融のトリレンマに直面し、金融・為替政策の舵取りに苦悩しているようだ。昨年来からの動きをみると、【図表 9】の通り、「為替相場の安定」と「自由な資本移動」の間で揺れ動いているように見える。もう一つの要素の「独立した金融政策」を放棄するのは、特に製造業中心に中国経済の減速感が高まっている中、金利上昇局面の米国と歩調を合わせるのは難しく、「為替相場の安定」か「自由な資本移動」を放棄せざるを得ない状況だ。現在はこれまで取り上げた最近の基準値の設定推移やオフショア人民元市場の大規模介入などをみても「為替相場の安定」を強化しており、前述の域外銀行への人民元預金準備適用や、当局が外貨転換の取引制限をするという報道⁵がでてくるなど「自由な資本移動」を抑制する動きが見られる。人

【図表 7】国際金融のトリレンマの図



（出所）BTMUC 作成

【図表 8】主要国のトリレンマ

主要国の金融・為替政策			
	自由な資本移動	為替相場の安定	独立した金融政策
日本・米国など	採用	放棄	採用
ユーロ圏諸国など	採用	採用	放棄

（出所）BTMUC 作成

⁵ 2016 1/8 Bloomberg News 「中国国家外為管理局、一部銀行にドル購入の制限命じる」
2016 1/28 Bloomberg News 「中国 輸入企業の外貨購入期間を制限、元の一斉売りを阻止へ」

民銀行貨幣政策委員会の黄委員も「外貨準備の減少は国内の流動性縮小と人民元の下押し圧力につながるため、中国が現在の資本統制措置の執行を強化するのは正常だ」とインタビューで発言しており、当局側も「自由な資本移動」を抑制する姿勢をみせている。このような中国の「自由な資本移動」を規制する動きに対し、黒田日銀総裁がダボス会議で個人的な見解としながらも「資本規制が為替相場の安定に役立つ可能性がある」と発言し、国際通貨基金（IMF）のラガルド専務理事も、黒田発言に明確に賛成した訳ではないが「多額の外貨準備の投入は特に名案ではないだろう」と資本規制に明確な反対はとらなかった。国外メディア⁶でも中国の一時的な資本移動の規制を支持する記事がでており、国外からも一時的な「自由な資本移動」を規制する事を容認する声が高まっているようだ。

中国ではこれまで進めてきた「人民元の国際化・市場化」の動きを軌道修正することになるが、今後人民元の為替変動の管理を厳格化し、資本移動の管理（外貨転換の制限やオンショア市場とオフショア市場間の取引の制限など）を一時的に更に強化する動きが出てくる可能性が高いとみられる。

【図表9】中国当局動向とトリレンマ

昨年来の中国当局動向の変化				
時期	中国当局動向	自由な資本移動	為替相場の安定	独立した金融政策
2015/8/11～	人民元中間値決定方式を変更	○	×	○
2015/9/1～	人民元売り為替予約に対し、準備金負荷	×	○	○
2015/12月～	人民元安方向を容認	○	×	○
2016/1/8～	人民元基準値設定の変化、外貨流出に対する資本規制強化	×	○	○

（出所）BTMUC 作成

以上

（執筆者連絡先）

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail: naohiro_oikawa@cn.mufg.jp

TEL: +86-(21)-6888-1666（内線）2941

⁶ 2016 1/26 Financial Times 「Capital controls may be China's only real option」



税務会計:研究開発費の割増損金算入政策に関する新規定の公表

KPMG中国

タックス・パートナー

グローバル・ジャパニーズ・

プラクティス

徐潔

2008年に現行企業所得税法が実施されて以来、中国の税金優遇政策の種類は過去と比べると少なくなったが、ここ十数年間、中国政府が研究開発活動を実施する居住者企業に対して一連の優遇政策を提供し、五ヵ年計画に国策として明確化されている研究開発活動の促進に、良い税収環境を与えている。

企業所得税法の規定により、居住者企業は研究開発費用の実際発生額を損金算入した上、さらに実際発生額の50%を割り増す損金算入することができる。無形資産を形成する場合、無形資産原価の150%を償却できる。当該政策の実施当初から、研究開発活動を奨励することを目的としているが、適用範囲と履行すべき行政手続きなどにより、一般企業から距離感を感じられ、効果が限られていたのが事実であった。

この実態に対して、2015年10月21日に開催された国務院常務会議において、李克強総理は、企業の研究開発費の割増損金算入政策の改善を図り、研究開発(R&D)活動を積極的に展開させると公表し、それに沿って、11月に財政部、国家税務総局、科学技術部が共同で、「研究開発費の割増損金算入政策の完備に関する通知」(財税[2015]119号文)を公布した。

財税[2015]119号文は、この数年間で最も重要といえる研究開発費の割増損金算入に関する税規定である。今までのガイドラインである国税発[2008]116号文及び財税[2013]70号文は119号文の発効に伴い、2016年1月1日より廃止となった。その後、2015年の12月29日に、119号文の一部概念と規定に対して、国家税務局公告2015年97号が公布され、実務判断の標準と解釈を与えた。

変更ポイント

■ 適用される業種が大幅に拡大された

新政策は、過去のように企業の研究開発費の割増損金算入に適用する研究開発活動が「国家が重点的に支持するハイテク領域」及び「成長を優先にさせるハイテク産業化の重要領域に関するガイドライン」に該当することを求めない。つまり企業は新政策における研究開発活動の定義を満たす必要があるが、上述した2つの領域に明記された項目を厳密に照り合せて該当する必要はなくなったことを意味している。

さらに、新政策に基づき、革新的、創造的、かつ画期的な製品の開発のために行われる創造

的な設計活動は、研究開発費の割増損金算入の適用も申請できる。当規定は、既存の条件を満たす研究開発活動の拡大と見なされ、設計業の関連研究開発活動に対する政府のサポートを示すものである。具体的に、下記の内容が含まれる。

- 1 インダストリアルデザイン及びモデル設計
- 2 建築の設計（三つ星のグリーン建築をスタンダードとする）
- 3 マルチメディア系ソフトウェア及びアニメゲームソフトウェアの開発、デジタルアニメゲームの設計・制作
- 4 ランドスケープデザイン

但し、「ネガティブリスト」として、下記の業界と活動に対して研究開発費の割増損金算入政策の適用不可と規定している。

適用できない業界

- 1 タバコ製造業
- 2 宿泊業・飲食サービス業
- 3 卸売業・小売業
- 4 不動産業界
- 5 リース及びビジネスサービス業
- 6 娯楽業
- 7 財政部及び国家税務総局が規定したその他の業界

適用できない活動

- 1 企業の製品（サービス）の一般的なアップデート
- 2 公表されている研究開発成果の利用（例えば公開された新たな工程、材料、装置、製品、サービス、知識等の直接採用）
- 3 製品の商品化後、企業が顧客のために提供する技術サポート
- 4 既存の製品、サービス、技術、材料、工程プロセスに対する重複的又は簡易な変更
- 5 マーケットリサーチ、効率リサーチまたはマネージメント研究
- 6 工業（サービス）プロセス又は一般的な品質管理、テスト・分析、修理・メンテナンス
- 7 社会科学、芸術、人文学分野の研究

■ 条件を満たす研究開発活動及び費用の支出対象は拡大された

割増損金算入できる支出対象として「その他の関連費用」が追加された。具体的に、専門家へのコンサルティング料、ハイテク研究開発に関する保険料、研究開発成果物の関連費用（検索、分析、評議、評価、検査に関する費用を含む）、知的財産権の関連費用（特許出願費、登録費、代理費を含む）、出張旅費、会議費などを含んでいる。その他の関連費用は、割増損金算入可能総額の 10%を上回ることはいできない。外部から招聘した研究開発者の労務費は人件費として、研究開発費の割増損金算入の対象に組み入れられるとも規定している。

また、従来の政策で下記の 3 種類の費用について、研究開発活動に「専用」されるという要求を削除した。

- 中間テスト及び製品の試作に必要な金型、工程設備の開発及び製造に係る費用、固定資産を構成しないサンプル、プロトタイプ及び一般的なテストの購入費用、試作品の検査費
- 研究開発活動に使用される計器、設備の稼働、メンテナンス、調整、テスト、保全などの費用、オペレーティングリースで借入れた研究開発活動に用いられる計器、設備のレンタル料金
- 研究開発活動に使用されるソフトウェア、特許権、非特許技術（許可証、技術ノウハウ、設計及び計算方法等）の償却費用

これは、一定の比率に基づいて配賦される研究開発費に対して研究開発費の割増損金算入条件を満たすことを示唆し、具体的な方法について、97 号公告により補足して定めた。

外部機関に委託する研究開発プロジェクトに対し、割増損金算入の比率を、当該プロジェクトの総費用の 80%以内に限定している。現在の割増損金算入の適用申請にはこのような比率の上限はない。新政策では、委託者（支払者）は研究開発契約に基づいて発生した費用を研究開発費として損金算入することができる。ただし、当該公告は、関連する知的財産権を、委託者（支払者）が所有するのか、又は委託先が所有するのか、或いは双方で共有されるのか、明確になっていないことから、この問題は次回の通知、若しくは実務ガイドラインで明確にされなければならない。

国外の研究開発機関に委託したことで発生した、また支払った研究開発費については、割増損金算入の対象にはならない。

■ 納税者義務の合理化、行政手続の簡素化に伴い、後続管理の強化規定を補足した

過年度 3 年間に遡及して適用可能

一つ重要な新規定として、研究開発費の割増損金算入条件を満たす企業は、2016 年 1 月 1 日以降、当該税收優遇を適時に享受しなかった場合、遡及して届出手続きを行うことが可能になるという内容が初めて公表された。遡及期間は 3 年間までとする。現時点では、遡及期間の税減免の実施実務をまだ明確にしていない。

補助簿による集計管理

新政策では、企業は研究開発プロジェクトに基づいて補助簿を備え付け、割増損金算入できる研究開発費の集計と算定を行うため、財務システムに準じた「専用帳簿」を独立して設置する必要がなくなる。同政策はさらに、企業が補助又は追加した勘定科目を利用して関連する研究開発費を計算することを許可している。当該規定は、会計処理の管理上の要求を簡素化し、グローバルな実務と同調させるものである。

申請手続きの簡素化に対照して事後管理制度を導入

新政策は、研究開発費の割増損金算入の申請手続きを簡素化し、かつ、一部の特定の条件を緩和させるものであるが、簡素化したプロセス申請の細部及び簡素化の程度はまだ明確にされていない。しかし、今後、研究開発費の割増損金算入を申請する企業のうち、およそ 20%の企業は現地の税務機関から年度審査を受けることになる。したがって、税務機関による研究開発活動及び費用への審査に備えるため、関連文書及び事後届出の書類の保管が税務コンプライアンスマネジメントに対して益々重要性を増した。

一部の関連取引及び委託研究開発の提出書類に対する要求を緩和

グループ内の研究開発費の集計に基づく割増損金算入の適用に関する書類の条件を緩和した。新政策は、グループ内の各企業の共同研究活動で締結した書面による協議、又は契約書の提出を求めているが、税務機関は、実務上、当該書類の提出を要求する可能性もある。一方、従前の政策では、関連企業が「協議又は契約書を提出できない場合、研究開発費の割増損金算入は適用不可」であった。

企業の外部機関への研究開発委託により発生した割増損金算入の適用条件に合致する研究開発費については、委託者（支払者）及び委託先との間で関連者の関係が存在しない場合、委託者（支払者）は、受託先より提供される、または発行される研究開発費の明細書を税務機関に提出することは不要となった。また、当該双方が関連者の関係にある場合、委託者（支払者）は、税務機関に上述の研究開発の明細書を提出しなければならない。

KPMG の所見

財税[2015]第 119 号と国家税務総局 2015 年 97 号公告の公布に伴い、大多数の企業はメリットを享受できると見込まれる。企業の研究開発活動及び関連費用は、企業の所属業界又は手掛けた研究開発活動が「ネガティブリスト」に明記した内容に該当する場合を除き、割増損金算入の税收優遇を享受できる。また、「3 年の遡及期間」は、企業が当該政策に基づき、より多くの税收優遇を享受する重要なチャンスとなる。

政府関係機関が申請企業の 20%に対して年度審査を実施するため、企業は、研究開発プロジェクトの識別及び研究開発費の集計システムを整備できるかどうかが重要になっている。企業は、プロジェクトの識別及び費用集計システム完備することにより、割増損金算入という税收優遇を最大限に活用し、政府機関からの疑義に対して十分な根拠を明示することができることになる。

また、従来通り、企業の重要課題は割増損金算入条件を満たす研究開発プロジェクトを特定することである。企業は毎年、自社の研究開発プロジェクトを見直す必要がある。

業界の「ネガティブリスト」の内容は、従来の政策と実質的な相違はなく、企業に対する影響は大きくない。当該「ネガティブリスト」は、国際的な研究開発費に関する優遇税制の基準とほぼ一致するものである。

率直に言えば、ネガティブリストで列举されている業界の企業は、研究開発費の割増損金算入の適用が極めて困難となる。したがって、該当する業界の企業は、革新的な研究開発活動を行ったとしても、当該企業及びその研究開発活動が、研究開発費の割増損金算入の適用条件に合致しない可能性がある。下記の業界を例として説明する。

- 飲食業：健康維持及びダイエットに有益な機能食品の調合法は、割増損金算入の申告条件を満たさなくなることを意味するか？ 革新的な製造技術、包装、密閉及び充填をもって製品の賞味期限の安定性を向上させるための技術は、割増損金算入の申告条件を満たさなくなるということか？
- 小売業：(1) 大手小売業者は、サプライ・チェーンを効果的に管理するため、販売代理及び物流に関するソフトウェアとシステムを新規開発する可能性がある。(2) 「国民経済業界分類及びコード」に基づき、インターネットなどの方法による販売活動は、小売業に属するため、これらの活動は割増損金算入の申告条件を満たさなくなるか？
- 不動産業：不動産デベロッパーは、革新的な建築施工管理技術及びそれに関する設計に参加する可能性があるが、その場合でも不動産デベロッパーは研究開発費の割増損金算入を申告できないことを意味するか？

従来の政策から考えれば、「ネガティブリスト」により定められた範囲は合理性を有するものとも考えられるが、中国及び世界の経済が「サービス消費型」の経済成長を促進する傾向にあることを考えると、当局はネガティブリストの範囲の縮小を検討するのが賢明である。つまりサービス業界では、知識を基礎とした資本のイノベーションが重要であり、上述のとおりソフトウェア及び技術などの無形資産に対する投資を増加することにより、財務健全性を高め、マーケットにおける競争優位的地位を維持しているからである。

国家のイノベーション能力の向上には、イノベーションを確実に実行することが極めて重要である。政府関係機関が、企業に対し、研究開発への投資額の増額を奨励した場合、この「イノベーション能力」は、ますます向上するであろう。このことは国内外の企業の中国事業の立ち上げと開拓に追い風となるものである。さらには、これらの政策は、研究開発の優遇税制と有効に組み合わせることにより、強力かつ持続可能な包括的な経済の成長を促進することを可能とする。

総じて、上記新規定により現行の研究開発に関する優遇政策が改定されたことは中国経済の成長目標達成を後押しするものとなるだろう。ただし、今後、研究開発費の割増損金算入の税收政策を改善するキーポイントは、不明確な箇所を明らかにし、上述のネガティブリストに対する調整であると考えられる。

以上

(監修者連絡先)

KPMG 中国

タックス・パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

徐 潔

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com

法務：中国越境 EC 政策の概観

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I. はじめに

近年、中国では海外商品に対する需要が爆発的に拡大し、伝統的な一般貿易による商品輸入に加え、中国消費者がインターネット等の情報通信ネットワークを利用した電子商取引（EC）により海外から商品を直接購入し、取り寄せる動き（以下、このようにインターネット等情報通信ネットワークを利用して国境を跨いだ電子商取引全般を「越境 EC」という）が広がっている。この動きに対応し、中国消費者向けに海外商品を取り扱う越境 EC ビジネス市場も急成長している¹。

中国消費者が越境 EC を通じて海外から購入した商品は、一般貿易の場合における「輸入貨物」と異なり、基本的に「個人用物品」²の形で入国又は通関手続が行われる。後述する制度が導入されるまでは、その数が急増した結果、一時、税関や検疫・商品検査部門の管理監督が追いつかず、関税徴収及び検疫・商品検査の面での問題が顕著になっていた。

越境 EC 市場の成長とそれに関連する問題に関して、国務院を始めとした政府当局は、新たな産業分野として積極的に育成する姿勢³を示しつつも、その健全さを保つために、税関や検疫・商品検査の面における監督管理の制度と体制の構築が急務であるとのスタンスをとっている。

本稿では、海外でも注目される中国の越境 EC に関する政策動向に焦点を当て、制度面及び実務面からいくつかのポイントについて概説したい。

II. 中国の越境 EC に関する政策動向

1. 届出制度

中国では、2012 年以降、越境 EC の産業育成及び管理監督の制度構築を試験展開⁴の形で始めており、最近いよいよ本格化の段階に入ってきている。2014 年及び 2015 年に、税関や検疫・商品検査部門の主管部門である税関総署（以下、「GACC」という）及び国家品質監督検査検疫総局（以下、「AQSIQ」という）は、立て続けに公式文書を公布し、越境 EC を展開する事業者（プラットフォーム事業者、販売事業者、物流事業者等が含まれる）の登録や届出及び取扱商品の届出のほか、事業者のシステムと税関及び検疫・商品検査部門システムとの連携を要求するに至っている。

¹ 例えば、日本の経済産業省による電子商取引に関する市場調査によれば、2014 年一年間で中国が日本の EC サイトからの購入した金額は 6,064 億円で、対前年比 55.4% も増加していると推計されている。

² 「税関法」（2013.12.28 改訂施行）等の法令によれば、一般貿易で輸入される貨物は、「出入国貨物」として扱われ、個人が携帯し又は郵送する私用の合理的な数量の物品の場合、税関と検疫・商品検査部門は、「出入国物品」として管理監督している。本文では、それぞれ「輸入貨物」と「個人用物品」という。

³ 越境 EC に関する施策は、輸出・輸入の両面で推進されているが、本稿は、越境 EC による中国の海外商品の輸入に焦点を当てる。

⁴ 初期の段階では、上海、重慶、杭州、寧波、鄭州、広州で試験展開が始められた。その後、深圳、天津が加わり、今後、国務院又は税関総署の承認のもと、試験展開範囲がさらに拡大すると考えられる。

まず、GACCは、2014年8月1日から「クロスボーダー貿易電子商取引出入国貨物、物品に関する監督管理事項に関する公告」（税関総署公告2014年第56号、以下、「56号公告」という）を施行し、税関の管理監督方針を明らかにし、越境EC事業者及び取扱商品について、次のように定めている。

- ① 税関が承認し、かつ税関システムとの連携を実現したプラットフォームやサイトで越境ECを展開する事業者は、同公告に基づき越境ECとしての管理監督を受ける。
- ② 税関に越境ECに関連する税関申告を行う越境EC事業者は、税関における登録と取扱商品の事前届出を行う必要がある。

AQSIQは越境ECについて、2015年5月に「検査検疫機能を更に発揮し、越境ECの発展を促進することに関する意見」（以下、「越境ECの発展促進に関する意見」という）を公布し、越境EC事業者及び取扱商品の届出制度を構築すると明言し、さらに、2015年11月24日に「クロスボーダー貿易電子商取引事業主体と商品届出管理業務規範」（2016年1月1日施行、以下、「越境EC管理業務規範」という）を公布し、検疫・商品検査部門として、越境EC事業者と取扱商品の届出制度を確立した。

GACC及びAQSIQの公告内容を見る限り、税関や検疫・商品検査部門の越境EC事業者及び取扱商品に対する管理監督制度の大枠として、まず届出制度が設けられたことが見て取れる。ただ、届出制度に関する具体的な取り扱い、例えば、届出に使用されるシステムや必要書類、海外の越境EC事業者の届出に関する取り扱い等といったことに関しては、GACC及びAQSIQのレベルで詳細に定められているわけではなく、当面、越境ECの試験展開を行っている地方レベルの税関や検疫・商品検査部門、ないし外貨管理局が連携しながら、実務運用を展開していくようである。

なお、GACC及びAQSIQによる届出制度は、海外のECプラットフォームやサイトに対してまで届出を要求するものではない。中国消費者がこれら海外のECプラットフォームやサイトから海外商品を購入することは特に違法行為となるわけではなく、入国・通関する商品は単なる個人用物品として管理監督を受けるのみで、現行の越境ECの管理監督は受けない。

2. 越境ECの方式

2012年以降、越境ECに関連する産業育成及び管理監督の制度構築は、一部地域において試験的に展開されてきた。その中で、従来からある「商品が海外から直接中国消費者のもとに届けられる」方式に加え、保税区を利用した越境ECの展開が一つの動きとして見受けられる。GACCはこの方式の実行性を認め、越境ECのビジネスモデルとして提示している。現在、中国政府当局の管理監督を受ける越境ECのモデルには概ね次の2つの方式がある。

直送方式⁵：

越境EC事業者が、越境ECプラットフォームを通じて商品を中国消費者に販売し、海外から直接中国消費者に商品を郵便かクーリエで送る。

保税方式：

越境EC事業者が、一定量の海外商品をまとめて越境EC試験保税區（現時点では、試験展開都

⁵ 海外のECプラットフォームやサイトのEC事業者による中国消費者に向けた商品販売は、当面中国の越境ECに関する管理監督の対象ではないため、「直送方式」に含まれない。

市の保税區に限られる⁶⁾に輸送し、一旦保管したうえ、中国消費者から越境 EC プラットフォームを通じて注文を受けた後、保税區倉庫から当該商品を消費者に郵便かクーリエで送る。

直送方式は、ビジネスモデルとして、少量多種の商品を取り扱うことに適しているが、商品を海外から郵便かクーリエで直接中国消費者に届けるため、物流の面では、所要期間が長く、費用が高くなりやすい。保税方式は、海外から中国の保税區まで大量の商品の輸送と保管を一括して行えるため、中国では人気が高く、好調な売れ行きが見込まれる商品に関しては、直送方式に比べ短期間で物流コストを抑えて中国消費者に届けることが可能となる。ビジネスモデルの特性からすれば、保税方式のほうがより大きな取扱量を実現することが可能で、今後越境 EC の主役になるとの見方がある。

管理監督の面からすれば、直送方式と保税方式のどちらも、現行の越境 EC の管理監督を受け、事業者の登録や届出、取扱商品の届出が必要である。直送方式では、事前に届け出られた商品の名称と価格、税額等のデータが税関に共有され、一般の個人用物品よりも容易に管理監督を行うことが可能になる。保税方式に関しては、詳細は後述するが、その取扱量が大きく、事業者が商品入国に関与するといった点があることから、直送方式よりも厳格に管理監督が行われており、今後越境 EC に関連する政策の注目点ともなっている。

Ⅲ. 越境 EC の優位性

前述したように、越境 EC で入国又は通関する商品は、「個人用物品」として取り扱われる。一般貿易の場合、商品は入国・通関の際に「輸入貨物」として管理監督を受ける。輸入貨物と比べ、個人用物品に対する管理監督は、総じて緩やかであり、それゆえ、越境 EC で中国市場向けに海外商品を販売すると、一般貿易よりも利便性が向上するところがある。具体的には、以下のとおりとなる。

1. 関税面

2010 年の税関による関連規定⁷⁾の改正以降、一般に一回の郵送やクーリエで入国・通関する商品の価値が 1,000 人民元（香港、マカオ、台湾の場合、800 人民元）を超えない範囲であれば、個人用物品に関する税関税率が適用され、税率は品目によって、10%、20%、30%、50% の 4 段階に分かれている。

個人用物品と一般貿易における輸入貨物とは、税制上の商品分類が異なり、単純に比較することはできない。例えば、食品、楽器など個人用物品のほうが税率が低くなる商品もあれば、煙草、酒、化粧品など税率が高くなる商品もある。

このため、越境 EC による商品の入国・通関のほうが関税率の面で優遇されていると一概に言うことはできない。ただ、一般貿易における貨物輸入の際には、品目によって増値税又は消費税が課されることがあるが、当面個人用物品には増値税、消費税が課されないこともあり、全体的にみれば、越境 EC を利用して海外から商品を個人用物品の形で取り寄せるほうが、税額面でのコストは低いといえるだろう。

⁶⁾ 税関総署加工貿易と保税監督管理司は、2015 年 9 月に各地方税関に対する内部緊急書簡の「加貿函[2015]58 号」において、越境 EC の保税方式は、越境 EC 試験展開地域に限られ、かつ特別監督管理区域又は保税物流センターに限られると改めて強調している。

⁷⁾ 税関総署公告 2010 年第 43 号。

また、前出の2010年における個人用物品に関する関連規定の改正以降、一回の郵送やクーリエで入国・通関する商品の関税額が50人民元以下の場合は関税が免除されることから、結果的に免税となることもある。

2. 許認可の面

一般貿易の場合、商品の品目によって、輸入に関連する事前の許認可取得が必要となるケースがある。例を挙げると、次のようなものがある。

① 食品

- 輸入食品は、食品安全の中国国家基準に符合しなければならない。
- 海外輸出事業者又は代理者、国内輸入事業者は、国家出入国検査検疫部門に届出が必要。
- 初めて輸入する保健食品については、食品医薬品監督管理部門を通じて登録又は届出が必要。

② 化粧品

初めて輸入する化粧品の場合、輸入業者は、必ず当該化粧品の説明書、品質基準、検査方法等に関する資料及びサンプル並びに輸出国（地区）の生産認可にかかる証明書類を提出し、国务院衛生行政部門に「輸入化粧品衛生許可証」の取得を申請する必要がある。

③ 家電製品

大部分の輸入家電製品（例えば、家庭用冷蔵庫、食品冷凍庫類、扇風機類、家庭用洗濯機、脱水機等）は、輸入前に強制性認証（CCC認証）の取得が必要。

輸入に関連する許可は通常、貿易による商品輸出入行為を対象としていると考えられ、越境 EC については、少なくとも現段階では、「輸入許可」に相当する法令規制がなく、実務上でも基本的に輸入許可を必要としていない。

3. 検疫・商品検査の面

一般貿易の場合、商品が輸入貨物として中国に輸入される場合、税関や検疫・商品検査部門によって、「出入国動植物検疫法」（2009年8月27日改訂・施行）、「国境衛生検疫法」（2009年8月27日改訂・施行）、「輸出入商品検査法」（2013年6月29日改訂・施行）等の関連法令や、一部の商品に対応する法令に基づき、検疫部門による検疫（必要な場合）、又は商品検査部門による商品の強制的検収制度ともいわれる商品検査を受け、これに合格しなければならない。

越境 EC の場合、検疫・商品検査部門も入国する商品を個人用物品として取り扱う。検疫については特に緩和されないものの、商品検査は大きく緩和される。とくに、直送方式の場合では、越境 EC としての商品届出こそ必要であるが、商品検査を受ける必要は基本的にない。ただし、商品検査について、保税方式の場合はこれと異なる。詳細は後述する。

IV. 越境 EC における制約

1. 商品の取扱制限

越境 EC では全ての商品を取り扱えるわけではなく、法令上出入国が禁止され、又は制限される品目の取り扱いは依然として制約を受ける。越境 EC の取扱商品品目に対する制約に関しては、GACC 及び AQSIQ それぞれの要求があり、両方の要求をクリアする必要がある。

GACC は、越境 EC における取扱商品について、2013 年に越境 EC 試験展開地域の税関に宛てた書簡⁸において、越境 EC 試験展開における取扱商品は、個人生活消費品とし、税関が禁止又は制限している物品、具体的には GACC の 43 号令「出入国禁止、制限物品表」にある禁止物品（例えば、劇薬や有害生物等）及び制限物品（例えば、酒、煙草、貴重な動植物等）は除くとした。この他、GACC は明確に文書化してはいないものの、一般貿易で輸入が禁止又は制限される品目、例えば、中古衣料品や中古家電の取り扱いも越境 EC の商品届出の段階で認められない可能性がある。

AQSIQ は、前述した「越境 EC の発展促進に関する意見」において、「中華人民共和国出入国動植物検疫法」に定める入国禁止物、生物製品を除く微生物、人体組織、生物製品、血液及びその製品等の特別な物品、不用になった物品、中古品など 8 種類の商品の越境 EC での取扱を禁止している。2016 年 1 月 1 日より施行された「越境 EC 管理業務規範」でも、基本的にこの考えを踏襲している。

上記のように入国自体が禁止又は制限される品目のほかに、取り扱いの可否が明確ではない品目もある。例えば、保健食品や医薬品といった消費者の健康や安全に関わる商品で、国内でも規制が厳しく、取り扱いに際しては厳しい許認可の取得が必要な分野の商品について、試験展開地域によって、税関や検疫・商品検査部門が商品届出を認めない等、実質的に取り扱いが困難なケースもあるようである。

2. 商品検査

前述のように、商品検査に関して、保税方式では直送方式の場合とやや異なる。直送方式の場合、商品は入国とともに通関が行われ、消費者に届けられるのに対し、保税方式の場合、海外商品は入国後に保税区に入ることになるが、これは事業者の経営活動に関わるものであり、商品は、この時点において厳密に言えばまだ個人用物品とはいえず、消費者から注文を受け、商品が保税区から通関するとき個人用物品との取り扱いとなる。また、直送方式と比べ、保税方式では一度に入国する商品の数が大量であり、一般貿易と似た点もある。

これに鑑み、検疫・商品検査部門は、保税方式の越境 EC 商品について、ある程度の商品検査を行っている。もっとも、現段階において越境 EC に関する商品検査について、明確かつ統一された規定はなく、試験展開地域毎にそれぞれ独自の実務方針があるようである。

① 杭州の場合

通常、初めて取り扱う商品であって一般貿易において商品検査が必要な品目については、危険性に応じて、保税区倉庫で通常の検査を行うか、又は抜取検査を行う。

② 寧波の場合

一般貿易において商品検査が必要な品目については、保税区倉庫に入庫する際に、抜取検査を行う。

③ 鄭州の場合

保税区内で保管数量が一定量を上回る商品については検査を行う。

⁸「クロスボーダー貿易電子商取引サービスインターネットショッピング保税輸入方式の試験展開に関する税関総署の通知」（「海关总署关于跨境贸易电子商务服务试点网购保税进口模式有关问题的通知」）（署科函[2013]59号）。

このように、保税方式においては、一般貿易の場合より簡略化されるものの、依然として商品検査により検疫・商品検査部門の管理監督を受けるという点について、認識しておく必要がある。

V. 今後の動向について

ここまで、越境 EC の優位性を中心に紹介してきたが、越境 EC に見られる優位性は、管理監督制度がまだ模索段階にあることもその理由の一つとして考えられる点は見逃ごせない。今後も、越境 EC については引き続き先進的な管理監督制度が模索され、その利便性が損ねられることは当面考えにくい、一方的な政策優遇と規制緩和が受けられるわけでもなさそうである。

1. 税制面の優位性について

中国では、2015 年 6 月及び 2016 年 1 月⁹に、消費品を対象に、比較的大規模な関税の引き下げが 2 回行われ、それによって、一般貿易のほうが越境 EC よりも関税が低くなる品目も現れている。関税引き下げに関しては、今後も引き続き行われる可能性があるが、その恩恵を受けるのは越境 EC ではなく、一般貿易である。

前述のように一般貿易の場合、増値税又は消費税が課されるケースがあり、当面トータルで越境 EC が優位にあることに変わりはない。しかし、保税方式の越境 EC に関して、将来的には増値税が徴収されるようになるなど、一般貿易と税制面での差が縮められるとの見方もある。このように、税制面では越境 EC が一人勝ちの局面が将来的に徐々に無くなる可能性がある。

2. 保税方式における管理監督

保税方式の越境 EC に関しては、現在も各試験展開地域において、それぞれの実務ルールに従って商品検査が行われていると述べた。保税方式に関して、商品検査及び許認可について、分野によっては規制が一般貿易に近づく形で強化される可能性が現れている。

AQSIQ は、2015 年 10 月に、「インターネットショッピング保税方式越境電子商輸入食品安全監督管理細則」のパブリックコメント募集稿を公開した。その内容によれば、食品を取り扱う越境 EC 事業者は、保税方式で取り扱う食品について、中国の法令及び食品安全国家基準を満たすことを保証しなければならないとされている。また、その内容をトータルでみると、現行の食品安全法及び食品輸入関連の法令に準じた取り決めになっている。

食品は、越境 EC において多大な割合を占める分野であり、越境 EC 事業者にとって大きな市場でもある。上記の法令は、現行の食品安全関連法制度からすれば、整合性の取れた法令となるが、一旦実施されれば、事業者にとって越境 EC の食品分野への参入コスト及び参入後の責任が格段に大きくなると考えられる。

⁹ 「日用消費品輸入関税の調整に関する国务院関税税則委員会の通知」（税委会[2015]6 号、2015 年 6 月 1 日施行）及び「2016 年関税調整方案に関する国务院関税税則委員会の通知」（税委会[2015]23 号、2016 年 1 月 1 日施行）による。

VI. おわりに

越境 EC は、ビジネス上では商流のシンプルさと物流の速さがメリットであり、法規制の面でも、当面、一般貿易と比べればトータルで規制緩和の恩恵が受けられると考えられる。これらの優位性によって、越境 EC は海外企業にとって、中国進出に際しての大きなコストやリスクを伴うことなく、又は一般貿易関連の輸入許認可を要せずに、商品を中国消費者に届けることができる。

もっとも、本稿でも触れたように、越境 EC に対する管理監督制度はまだ模索中であるため、今後新しい法令の施行を中心に関連制度に変化が生じる可能性は十分ある。その状況次第で、越境 EC ビジネスにおけるチャンスと制約は大きく変わってくる。このため、中国向けの越境 EC を展開する場合には、法規制を事前に確認することが望ましい。また、ビジネスパートナーの選定、アフターサービスの提供方法等に関する面の整備、ブランド戦略や商標権に関する法的問題等についても十分な検討を行うことが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・シンガポール・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
北京経済技術開発区出張所	北京市北京経済技術開発区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-5957-8000
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
天津濱海出張所	天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-5982-8855
大 連 支 店	大連市西岗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
上海虹橋出張所	上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-3209-2333
上海自貿試験区出張所	上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6830-3088
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。